

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
北海道	【平成17年度までに】 ・廃止による減3(土木1、文教1、試験研究1) ・統合による減43(農林水産41、試験研究2)	【平成18年3月】 ＜土木部門＞ ・防災ダム建設事務所を廃止(△1) ＜研修部門＞ ・自治政策研修センターを廃止(△1)	防災ダムの建設事業縮小のため 研修業務の一部外部委託に伴う業務整理のため
	【平成18年度までに】 ・教育研究所等のあり方について検討	【平成18年4月】 ＜農林水産部門＞ ・農業改良普及センターのセンター化(△41) ＜産業経済部門＞ ・大阪・名古屋事務所の東京事務所支所化(±0)	普及業務の見直しに伴う簡素で効率的・効果的な執行体制の整備のため 道外事務所の業務見直しに伴う再編整備のため
	【平成19年度までに】 ・支庁について20年度の統合(14→6)に向け検討 ・支庁制度改革と併せて、支庁の出先機関である支庁道税事務所、保健福祉事務所、商工労働事務所、森づくりセンター、水産技術普及指導所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所及び土木現業所のあり方を検討 ・再編統合を含めた教育局のあり方を検討	＜試験研究部門＞ ・植物遺伝資源センターを中央農業試験場と統合(△1) ・天北農業試験場を支援化(±0) ・水産試験場支場を本場と統合(△2) ※平成17年度→平成18年度 △46	新たな「研究基本計画」(道における農業関係の試験研究の基本となる計画)に沿った効率的な執行体制の整備のため 新たな「研究基本計画」(道における農業関係の試験研究の基本となる計画)に沿った効率的な執行体制の整備のため 海域特性や新たな研究ニーズに対応した研究体制の整備及び研究機能の拠点化に伴う再編整備のため
		【平成19年4月】 ＜試験研究部門＞ ・北方建築総合研究所の支所を設置 ※平成18年度→平成19年度 +1	建築物構造計算の適合性判定業務に係る業務体制の整備のため
		【平成20年3月】 ＜環境・保健衛生部門＞ ・苫小牧環境監視センターを廃止 ＜産業経済部門＞ ・シンガポール事務所を廃止 ※平成19年度→平成20年度 △2	本庁・支庁への業務移管 道外事務所の業務見直しに伴う再編整備のため
		【平成21年3月】 ＜農林水産部門＞ ・競馬事務所を廃止 ※平成20年度→平成21年度 △1	道営競馬執行体制の見直し(事務の一部を民間委託)
		【平成21年4月】 ＜教育部門＞ ・教育研究所等の在り方について検討の結果、平成21年4月に道立教育研究所と道立理科教育センターを統合することとした。(平成21年4月実施済み) ・教育局の機能・組織体制について検討(平成21年度も継続検討)	教育を取り巻く今日的な課題に応え、教職員の資質向上に資する各種事業を総合的に展開し、効率的・効果的な事業運営を図るため、教育研究所と理科教育センターの機能を統合し、初等中等教育に関する教員研修、研究、教育相談、情報収集・発信を行う中核機関として整備する。 教育を取り巻く状況を踏まえ、教育課題に積極的に対応するため、市町村の自主性を尊重しつつ、国、道教委、市町村の権限と責任、役割分担を明確にし、より一層効果的・効率的な取組や支援機能の維持・向上を図るため、組織の機能強化や専門性の向上を図り、学校における教育活動などの充実・発展に向けて組織としての総合力がより発揮できる体制とするため。
		【平成22年3月】 ＜教育部門＞ ・「これからの教育局の機能及び組織」を平成22年度からの実施に向けて成案化(平成22年度から3年を目途に順次体制を整備)	教育改革や地方分権改革の進展、社会情勢や支庁制度改革の動向などを踏まえ、地域における教育行政の総合窓口として、教育課題の解決に向けて柔軟かつ積極的に対応することができるよう、市町村との役割や市町村の自主性を尊重しつつ、教育局の組織としての専門性や市町村等への教育支援機能の向上を図るとともに、一層機能的かつ効率的な組織体制を整備するため。
	【平成22年4月】 ＜支庁＞ ・支庁(14箇所)を総合振興局(9箇所)又は振興局(5箇所)に改変 ・上記に伴い、全道各地に設置した保健福祉事務所(14箇所)、森づくりセンター(17箇所)及び土木現業所(10箇所)を総合振興局又は振興局の内部組織に再編 ＜試験研究機関＞ ・22の試験研究機関を地方独立行政法人化	地域主権型社会の実現に向けた体制整備及び行政改革の推進のため 横断型研究体制の構築等による試験研究機能の強化及び行政改革の推進のため	

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
青森県	【平成17年度末】 ・ 県税事務所(3)、健康福祉こどもセンター(3)、農林水産事務所(3)、県土整備事務所(3)及び自治研修所を廃止 ・ 県土整備事務所を統合(2→1)	【平成18年3月】 ・ 自治研修所を廃止	民間活力の活用を図ることとして、研修実施業務を包括的に民間委託したため
	【平成18年度】 ・ 地域県民局(3)を新設 ・ 動物愛護センターを新設 ・ 職業能力開発校の再編検討	【平成18年4月】 ・ 県税事務所(3)、健康福祉こどもセンター(3)、農林水産事務所(3)、県土整備事務所(3)を廃止し、地域県民局(3)を新設 ・ 県土整備事務所を統合(2→1) ・ 動物愛護センターを新設	地元に着目した地域づくりを進めることとして、県内3地域に地域県民局を新設し、各地域の県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所及び県土整備事務所を地域県民局の内部組織としたため 道路整備の進展等、業務量の減少等の状況を踏まえ、業務を集約化することとしたため 動物愛護関係業務を集約化し、人員の有効活用を図るとともに、新たな動物愛護関係業務に取り組むこととしたため
		【平成18年度】 ・ 職業能力開発校の再編統合の推進を決定	職業能力開発校における訓練内容の高度化や機能、施設・設備等の充実など、職業訓練の質の向上を図るため
	【平成18年度末】 ・ 県税事務所(3)、健康福祉こどもセンター(3)、農林水産事務所(3)及び県土整備事務所(3)を廃止	【平成19年4月】 ・ 県税事務所(3)、健康福祉こどもセンター(3)、農林水産事務所(3)、県土整備事務所(3)を廃止し、地域県民局(3)を新設	地元に着目した地域づくりを県内全域において進めることとして、昨年度設置しなかった地域にも地域県民局を新設することとし、このことに伴い、各地域の県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所及び県土整備事務所については、地域県民局の内部組織とした上、廃止したため
	【平成19年度】 ・ 地域県民局(3)を新設	【平成21年4月】 ・ 4試験研究機関を統合し、地方独立行政法人青森県産業技術センターを設立 ・ 病害虫防除所を統合(2→1)	試験研究機関(工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センター)の運営の独立性を高め、より一層効果的な管理運営を図るため より簡素で効率的・効果的な行政執行体制の構築を図る観点から、人員の有効活用を図りつつ、関連業務に一体的に取り組むこととしたため
	【平成20年度】 ・ 試験研究機関の地方独立行政法人化を検討		
岩手県	【平成17年度】 ・ 花巻空港管理・建設事務所を統合 ・ 職員診療所を廃止	【平成17年4月】 ・ 花巻空港建設事務所及び花巻空港管理事務所を統合	花巻空港整備事業の見直しに伴い、当該事業の効率的な推進を図るため
	【平成18年度】 ・ 地方振興局を見直し、1広域振興局、6地方振興局に再編 ・ 工業技術センターを地方独立行政法人化 ・ 総務事務センターを人事課の一部と統合し、本庁組織へ移管	【平成18年3月】 ・ 職員診療所を廃止	職員サポート体制の見直しのため
		【平成18年4月】 ・ 12地方振興局を見直し、1広域振興局、6地方振興局に再編 ・ 工業技術センターを地方独立行政法人へ移行 ・ 総務事務センターを人事課の一部と統合し、本庁組織へ移管	市町村中心の行政システムの構築と産業振興による地域経済の強化を図るため、広域行政の圏域として4つの広域振興圏を設置したことに伴い、県と市町村の役割の見直しや、広域的な企画機能及び産業振興機能の強化を図るため 強力的な財政運営や柔軟な組織、施設運営など、独立行政法人化のメリットを生かしたセンター機能の強化を図るため 総務事務の一元化のため
		【平成20年3月】 ・ シンガポール事務所(北海道・東北三県共同設置)を廃止	関係道県の協議により、海外業務のあり方を見直したため
		【平成22年4月】 ・ 1広域振興局6地方振興局を見直し、4広域振興局に再編 ・ 花巻保健所及び北上保健所を統合し、中部保健所を設置	県と市町村の役割の見直しによる効率的な業務推進や、広域的な企画機能及び産業振興機能の強化を図るため 広域振興局再編及び二次保健医療圏との整合した効率的な業務推進を図るため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
宮城県	【平成17年度】 ・保健環境センター古川支所の廃止 ・気仙沼保健福祉事務所志津川総合支所の廃止	【平成18年3月】 ・保健環境センター古川支所の廃止 ・気仙沼保健福祉事務所志津川総合支所の廃止	検査体制の一元化のため 保健・医療・福祉の一体化のため
	【平成18年度】 ・障害者更生相談所と拓杏園を統合 ・石巻地域子どもセンター(気仙沼支所の新設) ・工業用水道事務所の廃止	【平成18年4月】 ・障害者更生相談所と拓杏園(公の施設)を統合(リハビリテーション支援センターを設置) ・石巻地域子どもセンター(気仙沼支所の新設)	リハビリテーション支援体制の充実のため 児童虐待問題へ対応するため
	【平成19年度】 ・札幌事務所の廃止 ・仙台用地造成事務所の廃止	【平成19年3月】 ・工業用水道事務所の廃止(仙南・仙塩広域水道事務所工業用水管理事務所の設置) 【平成19年10月】 ・「宮城県地方機関再編の基本方針」の策定 ・「教育事務所の再編について」の策定	包括外部委託実施に伴う支所化のため
	【平成20年度(宮城県地方機関再編の基本方針より)】 ・保健福祉事務所の再編(7→5) ・地方振興事務所の再編(7→5) ・土木事務所の再編(8→5) ・教育事務所の再編(7→5)	【平成20年3月】 ・札幌事務所の廃止 ・仙台用地造成事務所の廃止	現地事務所の必要性が低下したため 工業用地等造成事業を廃止したため
	【平成21年度(宮城県地方機関再編の基本方針より)】 ・県税事務所の再編(10→8)	【平成20年4月】 ・県北地域の地方機関の再編 対象機関:保健福祉事務所、地方振興事務所、土木事務所、教育事務所 再編地域:大崎・栗原→北部、石巻・登米→東部 ※栗原、登米は地域事務所化 ・仙台土木事務所と仙台東土木事務所統合再編(仙台東土木事務所の廃止) ・仙台港湾事務所と塩釜港湾事務所を統合再編し、仙台塩釜港湾事務所を設置(塩釜事務所は支所化) ・林業試験場の再編(→林業技術総合センターへ) ・水産研究開発センター、水産試験場、内水面試験場、水産加工研究所、栽培漁業センターの再編(→水産技術総合センターへ)	所管区域の広域化と組織の専門性を図ることにより、効率的、効果的な組織体制を構築するため 広域化による組織の効率化と専門性の向上を図るため 広域化による組織の効率化と専門性の向上を図るため みやぎ森林・林業の将来ビジョンの実現に向けた体制整備のため 現場ニーズへの迅速な対応と水産加工業振興プロジェクトの展開に向けた支援体制の強化のため
		【平成21年4月】 ・県北地域の県税事務所の再編 再編地域:大崎・栗原→北部、石巻・登米→東部 ※栗原、登米は地域事務所化 ・消費生活センターを本庁生活・文化課と統合 ・視覚障害者情報センターの指定管理者制度の導入 ・宮城大学の公立大学法人化	所管区域の広域化と組織の専門性を図ることにより、効率的、効果的な組織体制を構築するため 本庁組織との統合により機能強化を図るため 民間事業者のノウハウを活用し、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応していくため 運営の機動性や効率性を向上させることにより大学の自主・自律的な判断に基づく弾力的な業務運営を可能とさせるため
		【平成22年4月】 ・主に福祉部門を担う仙台保健福祉事務所(本所)と保健・医療部門を担う仙台保健福祉事務所塩釜総合支所の統合	保健・医療・福祉のさらなる連携強化

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
秋田県	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者相談センター、企業支援センター、地域農業改良普及センター(8)を廃止 福祉事務所を統合(8→4) 工業技術センターと高度技術研究所を統合 技術専門学校を統合(4→3) 福祉相談センターを設置 北及び南児童相談所を設置 東京産業観光センターを設置 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京産業観光センターを東京事務所に統合 衛生化学研究所と環境センターを統合 総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センターを統合 総合生活文化会館を廃止 生活センターを設置 <p>【平成18年度末までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターについて、地方独立行政法人化等を検討 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田中央道路建設事務所を廃止 <p>【平成21年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局(8)について、統合する方向で検討 公設試験研究機関について、地方独立行政法人化の適否を検討 	<p>【平成17年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者相談センターを廃止 企業支援センターを廃止 地域農業改良普及センター(8)を廃止 <p>【平成17年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北及び南児童相談所を設置 福祉相談センターを設置 技術専門学校を統合(4→3) 福祉事務所を統合(8→4) <p>【平成17年5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業技術センターと高度技術研究所を統合し、産業技術総合研究センターを設置 東京産業観光センターを設置 <p>【平成18年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合生活文化会館を廃止 <p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京産業観光センターを東京事務所に統合 衛生化学研究所と環境センターと統合し健康環境センターを設置 総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センターを統合し、農林水産技術センターを設置 生活センターを設置 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの組織形態について、地方独立行政法人化とする方針を決定 <p>【平成20年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局再編マスタープラン(案)を作成 <p>【平成20年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋田中央道路建設事務所を廃止 <p>【平成21年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局再編アクションプラン(案)を作成。地域振興局統合のための条例案を議会に提案したが、賛成少数で否決 <p>【平成22年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局は3局への再編を前提としない方向で見直しすることとした 公設試験研究機関は、当分の間、直営方式維持を決定 	<p>福祉相談センター設置のため 企業サポート業務をアウトソーシングし、(財)あきた企業活性化センターの企業サポートのワンストップサービスセンターとしての機能の充実・強化のため 必置規定の改正により組織を見直したため</p> <p>児童虐待への対応など相談・サポート体制の強化を図るため 高齢者、障害者、児童及び女性の福祉等に関する総合的支援窓口の設置のため 訓練体制の整備拡充のため 市町村合併による新市福祉事務所の新設に伴い、県の福祉事務所を県北・中央・県南に統合したため</p> <p>産業構造の変化等に柔軟に対応しながら、より迅速に成果を出せる効率的な体制を整備するため 東京における産業・観光等に関する機能強化のため</p> <p>公の施設への移行のため</p> <p>東京事務所の機能強化のため 産業構造の変化等に柔軟に対応しながら、より迅速に成果を出せる効率的な体制を整備するため 産業構造の変化等に柔軟に対応しながら、より迅速に成果を出せる効率的な体制を整備するため</p> <p>総合生活文化会館の廃止に伴う生活センター機能の強化のため</p> <p>自立的・弾力的な業務運営を推進し、効率的で適切なサービスの提供を図るため</p> <p>平成21年4月に現在の8地域振興局を3局に統合するため</p> <p>事業終了のため</p> <p>3局化を前提とした地域振興局再編案は、当面凍結。地域振興局の組織については、行財政改革と地域の充実の両面から見直しを行う</p> <p>行政改革の推進と行政サービスの維持の両面から組織を見直し、平成23年度から実施する予定</p> <p>地方独立行政法人化について、有識者等からの意見を踏まえて検討を行ったが、当分の間、県の直営方式を維持することとしたため</p>

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
山形県	<p>【平成17年度】 ・ 農業関係試験研究機関を農業総合研究センターとして再編統合</p> <p>【平成19年度】 ・ 薬用植物園を廃止</p> <p>【平成19年度見込み】 ・ 綱木川ダム建設事務所を工事完成に伴い廃止</p> <p>【平成21年度まで】 ・ 総合支庁について、市町村との連携を基本としながら「効率のよい小さな行政」の実現を目指し、機能の見直しを進める。 ・ 試験研究機関について、県が果たすべき役割を検証しながらあり方を検討</p>	<p>【平成17年4月】 ・ 農業関係試験研究機関を農業総合研究センターとして再編統合</p>	知的資源の集積により農業関係試験研究機能の充実強化を図るため
		<p>【平成18年4月】 ・ 鶴岡農村整備課と酒田農村整備課を統合(庄内総合支庁本庁舎に農村整備課として再編)</p>	農業農村整備事業の計画部門(本庁舎農村計画課)と事業実施部門の連携強化を図るため
		<p>【平成19年4月】 ・ 総合支庁について、生活保護、森林整備及び建築住宅のそれぞれの機能を本庁舎等に集約</p>	分庁舎について、身近な県民サービスの確保を基本に、機能を見直すとともに、本庁舎との一体性を高め、効率化を図るため
		<p>【平成20年3月】 ・ 薬用植物園を廃止 ・ 綱木川ダム建設事務所を廃止</p>	社会経済情勢の変化を踏まえ、県が果たすべき役割や機能を見直したため ダムの工事が完了したため
		<p>【平成20年4月】 ・ 職員研修所を職員育成センターに改組 ・ 産業創造支援センターに指定管理者制度を導入</p>	新しい時代を担う職員の育成と職員の意識改革に係る取組みを強化するため 効率的な施設の管理運営を図るため
		<p>【平成21年4月】 ・ 消費生活センターを県庁舎に移転</p>	関係部局との連携を強化するとともに、消費生活センターの相談・啓発業務と本庁の行政指導・行政処分業務を一体化するため
		<p>・ 農業総合研究センターの試験場の名称を変更 農業生産技術試験場 → 園芸試験場 農業生産技術試験場庄内支場 → 水田農業試験場 畜産試験場養豚支場 → 養豚試験場</p>	所属名称から所掌する研究内容が想起されるようにするため (例: 果樹、野菜、花卉を試験品目とする園芸試験場)
		<p>・ 庄内総合支庁の保健所機能と福祉事務所機能を統合(3課を2課1室に再編)</p>	これまで以上に市町村等と連携して、保健・医療・福祉の地域課題に取り組むため
		<p>【平成22年3月】 ・ 自動車税事務所を廃止 ・ 置賜総合支庁野川水系ダム管理課を廃止</p>	税の窓口を地域の拠点である総合支庁に一元化することで、県税全額にわたる執行体制を確保するとともに、県民に分かりやすい組織体制とするため 国土交通省所管の長井ダム建設に伴い、管理する管野ダムが長井ダムの湛水域内に入り水没するため
		<p>【平成22年4月】 ・ 最上総合支庁の保健所機能と福祉事務所機能を統合(3課2室を3課2室に再編) ・ 村山総合支庁及び置賜総合支庁の3分庁舎の「用地課」を「建設総務課」の課内室(用地室)として統合</p>	これまで以上に市町村等と連携して、保健・医療・福祉の地域課題に取り組むため 効率的な業務執行体制とするため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
福島県	【平成17年度までに】 ・安達用水改良事務所を廃止	【平成17年3月】 ・安達用水改良事務所を廃止	県営かんがい排水事業(安達地区)完了のため
	【平成18年度までに】 ・農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場、肥 飼料検査所を農業総合センター(公の施設)として再編統合 ・衛生研究所相双支所を廃止 ・各地方振興局に地域連携室を設置	【平成18年3月】 ・衛生研究所相双支所を廃止	民間検査への移行による一般検査の減などのため
		【平成18年4月】 ・農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養 鶏試験場、肥飼料検査所を農業総合センター(公の施設)と して再編統合 ・各地方振興局に地域連携室を設置	農林水産試験研究機関の体制整備のため 出先機関相互間の連携強化、窓口機能の強化、市町村支援の強化のため
		【平成19年4月】 ・東山ダム管理事務所を廃止し、会津若松建設事務所へ再 編統合 ・中央児童相談所福島相談室及び須賀川相談室を廃止し、 福島相談室は中央児童相談所に、須賀川相談室は県中児 童相談所に再編統合 ・会津児童相談所会津若松相談室を廃止し、会津児童相談 所に再編統合 ・県中児童相談所を設置	ダム管理体制の合理化(遠隔監視、出張管理)のため 児童相談所から近距離にある相談室の業務効率化などのため 児童相談所から近距離にある相談室の業務効率化などのため 県中・県南地区における児童相談所体制の強化などのため
		【平成20年4月】 ・消費生活センターの業務を消費生活課へ再編統合 ・県南保健福祉事務所棚倉支所を県南保健福祉事務所へ再 編統合 ・県南保健所棚倉支所を県南保健所に再編統合 ・木戸ダム建設事務所を廃止し、富岡土木事務所へ再編統 合	消費者行政の体制強化のため 保健福祉行政の高度化・多様化等に対応するため 保健行政の高度化・多様化等に対応するため 木戸ダムの完成のため
		【平成21年3月】 ・田村ほ場整備事務所を廃止	ほ場整備事業の終了のため
		【平成21年4月】 ・会津保健福祉事務所会津坂下支所を会津保健福祉事務所 へ再編統合 ・会津保健所会津坂下支所を会津保健所に再編統合 ・相双保健福祉事務所浪江支所を相双保健福祉事務所へ再 編統合 ・相双保健所浪江支所を相双保健所に再編統合	保健福祉行政の高度化・多様化等に対応するため 保健行政の高度化・多様化等に対応するため 保健福祉行政の高度化・多様化等に対応するため 保健行政の高度化・多様化等に対応するため
		【平成22年3月】 ・相馬北部用水改良事務所を廃止 ・会津南部ほ場整備事務所を廃止	かんがい排水事業の終了のため ほ場整備事業の終了のため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績			
		実績	見直し理由		
茨城県	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所を地方総合事務所に再編統合 霞ヶ浦環境科学センターを設置 産業技術短期大学校を設置 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 久慈水系ダム建設事務所を高萩土木事務所に再編統合 <p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園管理体制の見直しにより、大洗都市公園事務所(偕楽園事務所の支所)を廃止 <p>【平成21年度】(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方総合事務所の廃止、県民センターに再編 県税事務所、保健所及び土木事務所の再編等 地方総合事務所の農政部門、地域農業改良普及センター及び土地改良事務所を再編し、農林事務所を設置 <p>【平成22年度以降】(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾事務所の再編 消費生活センターの集約化 那珂水系ダム建設事務所の廃止 下水道事務所の見直し 	<p>【平成17年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所を地方総合事務所に再編統合 霞ヶ浦環境科学センターを設置 産業技術短期大学校を設置 <p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 久慈水系ダム建設事務所を高萩土木事務所に再編統合 病院事業について、地方公営企業法の全部適用を導入することに伴い、病院司に移管 <p>【平成19年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大洗都市公園事務所(偕楽園事務所の支所)を廃止 <p>【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 偕楽園事務所を水戸土木事務所に再編統合 <p>【平成21年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方総合事務所を廃止し、県民サービスや現地性の高い業務を行う県民センターを設置 地方総合事務所農林部門、地域農業改良普及センター及び土地改良事務所を再編統合し、農林事務所を設置 8県税事務所を、5事務所3支所に再編 11土木事務所を、5土木事務所と6工事事務所に再編 県立晩寮(ろうあ児施設)を廃止 <p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日立、常陸那珂、大洗の3港湾事務所を再編統合し、1港湾事務所(茨城港湾事務所)と2支所に再編統合 那珂水系ダム建設事務所を水戸土木事務所に再編統合 消費生活センター分室の廃止及び本センターへの機能集約 	<p>市町村合併に伴い、生活保護業務等を市へ移管したため</p> <p>霞ヶ浦の水質保全をはじめ県内の環境の保全・創出に関する県民の取組を促進するとともに、環境分野の調査研究を行う総合的な拠点を整備するため</p> <p>高度なIT技術者を養成するための職業訓練を行うため</p> <p>小山ダムの竣工に伴い、業務が整備から管理に移行したため</p> <p>県立病院の抜本的な経営改善に取り組むため</p> <p>都市公園の管理体制を見直したため</p> <p>都市公園の管理体制を見直したため</p> <p>市町村合併の進展や高速交通網・情報通信手段の整備状況を踏まえ、より簡素で効率的な組織体制とするため</p> <p>日立港、常陸那珂港、大洗港の3港を統合し、茨城港としたため</p> <p>藤井川ダム再開発事業の収束に伴い、業務が整備から管理に移行したため。</p> <p>消費者安全法の施行により、県と市町村との役割が明確化されるとともに、市町村の相談窓口が整備されてきたため。</p>		
		栃木県	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競馬事務所を廃止 佐野健康福祉センターを廃止 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター環境部と林務事務所を再編統合し、環境森林事務所等を設置 <p>【平成20年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併に伴う新たな市町村の枠組みに対応した出先機関のあり方を検討 農業関係試験研究機関の再編整備を検討 	<p>【平成18年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競馬事務所を廃止 佐野健康福祉センターを廃止 <p>【平成19年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央県民センターを廃止 <p>【平成20年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業試験場黒磯分場及び酪農試験場南那須育成牧場を廃止 <p>【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉センター環境部と林務事務所を再編統合し、環境森林事務所等を設置 <p>【平成20年10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業試験場いちご研究所を設置 <p>【平成22年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光治山事務所を廃止 <p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税事務所の一部を統合(8所→7所) 農業振興事務所の一部を統合(8所→7所) 土木事務所の一部を統合(10所→9所) 教育事務所の一部を統合(8所→7所) <p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等産業技術学校(3校)を産業技術専門学校(1本所、2支所)に再編 	<p>県営競馬事業が廃止されたため</p> <p>市町村合併の進展により、事務事業等を見直したため</p> <p>組織の効率化等の観点から、本庁において業務を行うこととしたため</p> <p>農業関係試験研究機関の再編整備に取り組むため</p> <p>本庁組織との整合性を確保するとともに、効果的・効率的に事業を展開していくため</p> <p>農業関係試験研究機関の再編・統合を一部前倒ししたため</p> <p>事務事業の見直しに伴い、組織の効率化を図るため(一部の業務は近接する環境森林事務所へ統合)</p> <p>市町村合併の進展等を踏まえ、所管区域の見直しを図るため</p> <p>県民ニーズに対応した学術再編に合わせて3校の役割分担の見直しを図るとともに、組織の効率化を図るため</p>

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
群馬県	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 県民局を設置し、39 機関(行政事務所、保健福祉事務所、農業総合事務所、土木事務所)を集約 地方自治研修所を廃止し、群馬自治総合研究センターを設置 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを県民センターに統合 食肉衛生検査所を統合(2→1) 流域下水道事務所を統合(2→1) <p>※今後も毎年度、組織の必要性を厳しく検討し、簡素で効率的な適正規模の組織機構の整備を推進。『行政改革大綱の主要目標』知事部局H16末: 84 機関→H21 予定: 48 機関以下(公の施設を含む)</p> <p>【平成20～22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民局の内部組織である各事務所について、県庁や基幹的な事務所への業務の集約化を推進する。『県政運営の改革方針』(追加) 	<p>【平成17年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5 県民局を設置し、39 機関(行政事務所、保健福祉事務所、農業総合事務所、土木事務所)を集約 地方自治研修所を廃止し、群馬自治総合研究センターを設置 	<p>行政改革を進める中で、地域機関の機能を維持・強化し、より質の高い行政サービスを提供するため</p> <p>県・市町村職員等の研修機能に加え、県民、市町村、大学・研究機関、企業、NPO等とセンターが連携、協働して、新しい時代に対応した地方自治のあり方を調査・研究するため</p>
		<p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターを県民センターに統合 中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所を統合し、食肉衛生検査所を設置 県央流域下水道事務所及び東毛流域下水道事務所を統合し、流域下水道事務所を設置 	<p>憲質リフォームなどの業者指導を強化するとともに、消費者相談機能を強化するため</p> <p>と畜検査及び食鳥検査を一元化するとともに、検査機能を強化するため</p> <p>東毛流域下水道事務所の事業量の減少に対応するため</p>
		<p>【平成19年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所の福祉関係業務を11事務所から5事務所へ集約 児童相談所(3事務所)を県民局の内部組織から独立 	<p>市町村合併による市の区域拡大に対応するとともに、保健福祉事務所における業務の専門性及び効率性を向上するため</p> <p>増加する児童相談業務に対応するとともに、関係機関等との連携を強化するため</p>
		<p>【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民局の「部」及び「政策室」を廃止(計18部及び5室の廃止) 東京事務所の経済観光グループ、園芸情報グループを改組し、ぐんま総合情報センター及び東京園芸情報センターとして独立 発達障害者支援センターを設置 	<p>県民局組織の簡素化、効率化を図るため</p> <p>企業誘致活動、情報収集・発信基地、観光誘致や物販の拠点など、首都圏における群馬県の総合的な魅力発信のための活動拠点とするため</p> <p>発達障害者に対する相談体制等を充実するため</p>
		<p>【平成21年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政事務所及び県税事務所をそれぞれ11事務所から5事務所へ再編、併せて行政県税事務所を6箇所新設 前橋保健福祉事務所を廃止し、中部福祉事務所を設置 環境森林事務所等(9事務所・2センター)を環境森林事務所3箇所、環境事務所2箇所、森林事務所4箇所へ再編 	<p>県民局単位の広域的な地域振興・産業振興の強化及び県税の収税・課税業務の的確な執行を図るため</p> <p>保健所業務の中核市移管に対応するため</p> <p>専門的な行政サービスの提供及び地域の行政需要に的確に対応するため</p>
		<p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者介護総合センターを廃止し、介護研修センターを設置 	<p>高齢者介護総合センターの介護部門を介護施設の運営に豊富な経験と実績を持つ県社会福祉事業団に移譲するとともに、同センターの研修部門を引き継ぐ介護研修センターを設置し、介護職員等に対する研修の充実を図るため</p>

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
埼玉県	<p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所体制の再編強化(20保健所4支所→13保健所) 農林総合研究センターの再編(9→7、本部機能、農産物加工研究機能、畜産研究機能、植木研究機能、森林研究機能を集約・再編し、森林研究所・園芸研究所深谷試験地の研究施設を廃止) <p>【平成20年度までに】</p> <p>県民サービスの向上及び地方分権の進展に伴う県と市町村の役割分担の明確化を図る観点から、地域機関(地域創造センター)のあり方について検討する</p> <p>【平成22年度までに】(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の地域別計画を着実に推進し、県民サービスの向上や地域分権の推進を図るため、地域機関の組織の見直しを行う。 	<p>【平成18年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年総合野外活動センター、自然学習センターを廃止 	指定管理者導入のため
		<p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所体制の再編強化(20保健所4支所→13保健所) 農林総合研究センターを再編(本部機能、農産物加工研究機能、畜産研究機能、植木研究機能、森林研究機能を集約・再編。それに伴い、森林研究所・園芸研究所深谷試験地の研究施設を廃止し、14人を削減) 	<p>市町村との役割分担など県保健所の役割の変化に対応するとともに、人的資源の集中による保健所機能強化のため</p> <p>試験研究分野の重点化、集約による各研究機関の総合調整機能の強化のため</p>
		<p>【平成19年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境管理事務所を強化(5所2支所→7所) 救急救命士養成所を消防学校に統合 食肉衛生検査センターを統合(2所→1所1支所) 	<p>地域の環境問題により機動的に対応するため</p> <p>組織の簡素効率化のため</p> <p>組織の簡素効率化のため</p> <p>組織の簡素効率化のため</p>
		<p>総合治水事務所を統合(2→1)</p>	組織の簡素効率化のため
		<p>【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月31日に地域創造センターと産業労働センターを統合し4月1日から地域振興センターへ(9所→9所) 	市町村やNPO、商工団体などの地域のニーズにきめ細かく応えながら、地域と一体となった魅力あるまちづくりを推進するため
		<p>【平成21年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 彩の国ビジュアルプラザを廃止 秩父高等技術専門校の廃止 	<p>組織の簡素効率化のため</p> <p>組織の簡素効率化のため</p>
		<p>【平成21年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合技術センターを新設 建築安全センターを新設(3か所) 	<p>総合評価方式による入札制度の本格実施に対応する専門機関の新設のため</p> <p>12県土整備事務所で行っていた開発・建築業務を集約化し、専門性と機動性を強化するため</p>
		<p>【平成22年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉保健センターを廃止(10か所) 伊奈新都市建設事務所を廃止 	<p>組織の簡素効率化のため</p> <p>組織の簡素効率化のため</p>
		<p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所を新設(4か所) 保健所の再編(13所11分室→13所) 県立大学を地方独立行政法人に移行 下水道事務所(4か所)を下水道局に移行 	<p>生活保護事務の対象となる町村の分布状況に合わせ、福祉関連事務の効率的執行体制を構築するため</p> <p>「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」の地域区分と整合性を図り、簡素効率化のため</p> <p>効率的で柔軟な事業展開が可能となるため</p> <p>効率的で柔軟な事業展開が可能となるため</p>

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績		
		実績	見直し理由	
千葉県	【平成17年度】 ・市原区画整理事務所を廃止 ・水産関係4試験研究機関を統合 ・北千葉道路建設事務所を新設	【平成17年3月】 ・市原区画整理事務所を廃止 【平成17年4月】 ・水産関係4試験研究機関を統合 ・北千葉道路建設事務所を新設	土地区画整理事業が概成するため 生産現場や消費者ニーズに対応した試験研究を重点的かつ効率的に行うため 事業化予定の北千葉道路の整備を図るため	
	【平成18年度】 ・千葉都市モノレール建設事務所を廃止 ・東葛飾障害者相談センターを新設	【平成18年3月】 ・千葉都市モノレール建設事務所を廃止 【平成18年8月】 ・東葛飾障害者相談センターを新設	千葉都市モノレール事業の見直しのため 障害者サービスの向上を図るため	
	【平成19年度】 ・病害虫防除所を農業総合研究センターへ統合 ・君津幹線道路建設事務所を廃止 ・東上総児童相談所を新設	【平成19年3月】 ・君津幹線道路建設事務所を廃止 【平成19年4月】 ・病害虫防除所を農業総合研究センターへ統合 ・東上総児童相談所を新設	君津幹線道路の整備が進み、業務量が減少したため 組織の簡素化、業務執行体制の効率化を図るため 児童相談所の体制強化のため	
	【平成20年度までに】 ・柏市の中核市移行に伴い、柏保健所(他市も所管)の廃止等を検討	【平成20年3月】 ・柏健康福祉センター(柏保健所)を廃止	柏市の中核市移行に伴い、保健所業務を市に移管したため	
	【平成21年度までに】 ・16年度に支庁等出先機関の再編・整備を実施したが、IT化の進展による事務の効率化や県と市町村との役割の見直し等を踏まえ、引き続き組織のあり方等について検討 ・試験研究機関等について、成果やコスト構造等を明確にした経営を行うため、地方独立行政法人化等を検討	【平成20年4月】 ・森林研究センターを農業総合研究センター(農林総合研究センターに名称変更)へ統合	試験研究の一体的な推進を図るため	
	東京都	【平成17年度】 ・西部住宅建設事務所を廃止 ・第七建設事務所を廃止 ・大学管理本部を廃止 ・新銀行設立本部を廃止 ・多摩老人医療センターを(財)東京都保健医療公社へ移管 ・島しょ部を除く農業、畜産、林業の3試験場を(財)東京都農林水産振興財団へ移管	【平成17年3月】 ・西部住宅建設事務所を廃止 ・第七建設事務所を廃止 【平成17年4月】 ・多摩老人医療センターを(財)東京都保健医療公社へ移管 ・島しょ部を除く農業、畜産、林業の3試験場を(財)東京都農林水産振興財団へ移管	今後の都営住宅整備事業の展開に合わせて、住宅建設事務所を再編するため 効率的な執行体制を確保するため 地域医療の充実を図るため 島しょ部を除く農林畜産業の一体的な振興を図るため
		【平成18年度】 ・都立荏原病院を(財)東京都保健医療公社へ移管	【平成18年4月】 ・大学管理本部を廃止 ・新銀行設立本部を廃止 【平成18年3月】 ・土木技術研究所を廃止	公立大学法人首都大学東京が発足し、中期目標の議決など法人設立に伴う事務が終了したため (株)新銀行東京が本格開業するため 都として、行政権限を行使する機関以外の試験研究機関は原則廃止としたため
		【平成19年度】 ・環境科学研究所を(財)東京都環境整備公社へ移管 ・八王子保健所を八王子市へ移管	【平成18年4月】 ・東京オリンピック招致本部を設置 ・都立荏原病院を(財)東京都保健医療公社へ移管 ・産業技術研究所を(独)東京都立産業技術センターとし地方独立行政法人化 【平成19年4月】 ・環境科学研究所を(財)東京都環境整備公社へ移管 ・八王子保健所を八王子市へ移管	2016年(平成28年)に開催されるオリンピックの招致に向けて、東京都として本格的に取り組むため 地域医療の充実を図るため ものづくり企業を取り巻く状況が大きく変化中、企業の支援ニーズに的確に対応していくため 都民ニーズをふまえた、より質の高い試験研究を行うため 地方分権のため
			【平成20年4月】 ・中央・城北職業能力開発センター有明分校を廃止 ・下水道関連事務所11所を9所に再編 【平成21年4月】 ・都立豊島病院を(財)東京都保健医療公社へ移管 ・都立老人医療センターを地方独立行政法人へ移行	民間委託の積極的な活用等により、再編整備するため 業務効率化のため 地域医療の充実を図るため 高齢者の高度専門医療の実践及び普及をより一層推進するため
			【平成22年4月】 ・水道局の南部第一支所と南部第二支所を統合し、南部支所を設置	より効率的な業務執行体制とするため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
神奈川県	【平成17年度】 ・藤沢保健福祉事務所及び藤沢保健所を廃止	【平成18年3月】 ・藤沢保健福祉事務所、藤沢保健所を廃止	藤沢市が保健所を設置し、業務を移管したため
	【平成18年度】 ・津久井地域或県政総合センターを廃止し、県北地域或県政総合センターを設置 ・県税事務所(2)について他の県税事務所へ統合 ・横須賀児童相談所を廃止し、鎌倉三浦地域或児童相談所を設置 ・教育事務所(2)を統合 ・津久井保健福祉事務所、津久井保健所、津久井福祉事務所を廃止	【平成18年4月】 ・津久井地域或県政総合センターを廃止し、県北地域或県政総合センターを設置 ・鶴見県税事務所、三浦県税事務所を他の県税事務所へ統合	相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に伴い、出先機関の見直しを実施したため 納税者の利便性に配慮しつつ、税務行政の効率化を図る目的で出先機関の見直しを実施したため
		・横須賀児童相談所を廃止し、鎌倉三浦地域或児童相談所を設置 高相、津久井教育事務所を統合	横須賀市が児童相談所を設置し、業務を移管したことに伴い、出先機関の見直しを実施したため 相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に伴い、出先機関の見直しを実施したため
		【平成19年3月】 ・津久井保健福祉事務所、津久井保健所、津久井福祉事務所を廃止	相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い、出先機関の見直しを実施したため
		【平成19年4月】 ・病害虫防除所、農業技術センターを統合	病害虫の防除事業や農業の適正使用指導の効果的な展開を図る目的で出先機関の見直しを実施したため
	【平成21年度】 ・家畜保健衛生所(4)、家畜病性鑑定所を家畜保健衛生所(2)に再編統合	【平成20年4月】 ・県央地域或県政総合センター、県北地域或県政総合センターを再編し、県央地域或県政総合センターを設置 ・津久井県税事務所の相模原県税事務所への統合、支所化 ・保健所、福祉事務所の保健福祉事務所への統合 ・高等職業技術校(鶴見、紅葉ヶ丘、川崎、横須賀)を再編し、東部総合職業技術校を開校	相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い、出先機関の見直しを実施したため 相模原市、城山町及び藤野町の合併に伴い、出先機関の見直しを実施したため 分かりやすい組織体制の整理、効率的・効果的な執行体制の整備する目的で、出先機関の見直しを実施したため 「高等職業技術校再編整備実施計画」に基づき、見直しを実施したため
		【平成21年3月】 ・横浜地区公園管理事務所を廃止	保土ヶ谷公園等に指定管理者制度を導入することを契機に、出先機関の見直しを実施したため
		【平成21年4月】 ・家畜保健衛生所4所(東部、湘南、県央、足柄)、家畜病性鑑定所を再編し、家畜保健衛生所2所(県央・湘南)を設置 ・水道営業所3所(逗子、二宮、伊勢原)を他の水道営業所に統合 ・学校事務センターを設置	家畜保健衛生体制の強化を図る目的で、出先機関の見直しを実施したため 災害時の対応能力の向上や漏水事故対応の迅速化を図り、安全安心体制を強化する目的で、出先機関の見直しを実施したため 県立学校ごとに実施している庶務事務を集中化し、効率的な業務実施体制を構築する目的で、新たな出先機関を設置したため
	【平成22年4月】 ・相模原土木事務所及び津久井土木事務所を、厚木土木事務所へ再編統合 ・相模原児童相談所を廃止し、県北地域或児童相談所を設置 ・高相津久井教育事務所と愛甲教育事務所を県央教育事務所へ再編・統合 ・自治総合研究センターを廃止し、総合政策課および人材課の駐在事務所に再編 ・給与事務センター及び統計センターを設置 ・農業技術センター、かながわ農業アカデミー及び畜産技術センターを再編・統合 ・横浜労働センター、川崎労働センター及び地域或県政総合センター-商工労働部労働課をかながわ労働センターへ再編・統合 ・横浜治水事務所及び川崎治水事務所を横浜川崎治水事務所へ再編・統合 ・足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センターが、地方独立行政法人神奈川県立病院機構へ移行	相模原市の政令指定都市移行に伴い、出先機関の見直しを実施したため 調査研究機能及び研修機能を再編するため 本庁機関の業務の見直しを実施したため 農業・畜産に関する研究・普及・教育部門の一体化により、都市農業の推進と担い手の育成を図るため 労働を巡る諸課題に、よりの確に対応するため 効果的・効率的な業務執行を図るため 地方独立行政法人神奈川県立病院機構を設立したため	

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績			
		実績	見直し理由		
新潟県	【平成17年度】 ・事業の完了等に併い、肥後県検査所を廃止 ・7.13豪雨災害の復旧のため五十嵐川改修事務所を設置 ・長岡食肉衛生検査センターを設置 【平成17～18年度】 ・地方独立行政法人法で対象としている業務について、制度導入の方向性について検討 【平成18年度】 ・2地域振興局を設置し、県税事務所(4)、健康福祉(環境)事務所(3)、農業振興事務所(4)、林業事務所、農地事務所(4)、土木事務所(4)、地域振興事務所(4)、地区振興事務所、労政事務所、港湾事務所、五十嵐川改修事務所の個別28事務所を廃止 ・事業完了に伴い、高速自動車道事務所を廃止 【平成19年度】 ・新潟市の政令指定都市移行に伴う事務・権限移譲により、新潟地域振興局巻支局を廃止 ・業務移管に伴い、農業技術学院を廃止 【平成20年度】 ・糸魚川開港線用地事務所の廃止 【平成21年度までに】 ・地域振興局について所管区域の広域化を含め、あり方を検討	【平成17年3月】 ・肥後県検査所を廃止 【平成17年4月】 ・五十嵐川改修事務所を設置 ・長岡食肉衛生検査センターを設置 【平成18年3月】 ・高速自動車道事務所を廃止 【平成18年4月】 ・2地域振興局設置に伴い、県税事務所など個別28事務所を廃止 【平成19年3月】 ・新潟地域振興局巻支局を廃止 【平成19年4月】 ・農業技術学院を廃止し、農業大学校へ移管 【平成20年4月】 ・新潟地域振興局巻支局を廃止 ・4地域福祉事務所を廃止 ・糸魚川開港線用地事務所を廃止 【平成21年3月】 ・種豚改良センターを廃止 【平成21年4月】 ・三条地域振興局五十嵐川改修事務所を廃止し、同地域振興局地域整備部へ業務を移管 ・長岡地域振興局災害復旧部を廃止し、同地域振興局地域整備部へ業務を移管	事業完了のため 7.13豪雨災害の復旧のため 検査業務の効率的・効果的な執行のため 事業完了のため 総合的、一体的行政を推進する地域振興局体制にするため 新潟市の政令指定都市移行に伴う事務・権限移譲等のため 業務見直しのため 業務の効率化・迅速化のため 専門性の向上を図るため 事業完了のため 県の役割が減少したため 災害復旧業務の進捗のため 災害復旧業務の進捗のため		
		富山県	【平成17年度】 ・県税事務所(4)を1ヶ所に統合 【平成18年度】 ・バイオテクノロジーセンターを18年3月末に廃止し、県立大学生物工学研究センターへ移管・統合 ・試験研究機関について、あり方を検討 【平成19年度までに】 ・農業普及指導センター(4)と農地林務事務所(4)のあり方を検討	【平成17年10月】 ・県税事務所(4)を1ヶ所に統合 【平成18年4月】 ・バイオテクノロジーセンターを3月末に廃止し、県立大学生物工学研究センターへ移管・統合 【平成18年度】 ・試験研究機関について、あり方を検討 【平成19年度】 ・大規模出先機関(農業普及指導センター(4)、農地林務事務所(4)、土木センター(4)、厚生センター(4))について、あり方を検討 【平成20年4月】 ・農業普及指導センター(4)と農地林務事務所(4)を統合 ・農林水産関係試験研究機関(4)を統合 【平成21年4月】 ・和田川水道管理所と子撫川水道管理所をと統合し、「和田川総合水道管理所」、「和田川総合水道管理所子撫川支所」に再編	県税の賦課徴収機能を強化するため バイオ技術に関する研究や業務を集約化することにより、機能をより一層充実・強化するため 各試験研究機関の果たしている役割や業務内容、その成果等について具体的な検証を行い、あり方を検討するため 社会経済情勢の変化に伴い、その体制や業務分担について検討するため 農林業施策のソフト・ハード両面を一体的に展開するため 企画調整機能の一元化や連携強化により、今日的・分断的課題に迅速・的確に取り組むため 業務の効率化を図るため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
石川県	【平成17年度】 ・金沢西部開発事務所、九谷ダム建設事務所を廃止 【平成20年度】 ・名古屋事務所を廃止 【平成21年度】 発電管理事務所を廃止 【検討】 ・社会福祉施設の運営の見直し検討 ・地方独立行政法人制度等の検討(試験研究機関等を対象として検討)	【平成18年4月】 ・金沢西部開発事務所を廃止 ・九谷ダム建設事務所を廃止	事業終了のため 事業終了のため
		【平成19年3月】 ・名古屋事務所を廃止	行財政改革のため
		【平成22年3月】 ・発電管理事務所を廃止	事業廃止のため
福井県	【平成21年度までに】 ・食肉検査業務についてアウトソーシングを検討 ・健康福祉センター(9)、農林総合事務所(7)、土木事務所(10)については、県民の利便性等に考慮しながら、福井、坂井、奥越、丹南、二州及び若狭の6区域に1ヶ所ずつ配置(各機関6ヶ所に集約) ・県税事務所(6)については、課税部門を嶺北地域、嶺南地域にそれぞれ1ヶ所(計2)に集約	【平成18年3月】 ・食肉衛生検査所を廃止	食肉検査業務をアウトソーシングしたため
		【平成18年4月】 ・坂井健康福祉センター福祉課と健康増進課を統合(福祉課分庁舎を廃止)	市町村合併に伴う福祉業務の市への移管のため
		【平成20年4月】 ・健康福祉センターの2分庁舎を廃止(6か所3分庁舎→6か所1分庁舎) ・農林総合事務所を再編(7か所→6か所1分庁舎) ・土木事務所を再編(10か所→6か所3分庁舎)	市町村合併・地方分権の進展や交通網の整備など社会情勢の変化を踏まえ、効果的、効率的な行政サービスを提供できる体制を整備するため
		【平成20年10月】 ・県税事務所を再編(6か所→2か所)	市町村合併・地方分権の進展や交通網の整備など社会情勢の変化を踏まえ、効果的、効率的な行政サービスを提供できる体制を整備するため
		【平成21年3月】 ・浄土寺川ダム建設事務所の廃止	事業完了のため
		【平成21年4月】 ・県営牧場(2)を畜産試験場の附置機関化	業務の効率化を図るため
		【平成22年3月】 ・足羽川激持対策工事事務所の廃止 ・奥越発電管理所、中島真名川発電制御所、滝波川第一発電所の廃止	事業完了のため 電気事業売却のため
		【平成22年4月】 ・栽培漁業センター、内水面総合センターを水産試験場の附置機関化 ・雪対策・建設技術研究所を福井土木事務所の附置機関化	業務の効率化を図るため 業務の効率化を図るため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
山梨県	【平成17年度】 ・試験研究機関を連携させ、横断的な試験研究を行うネットワーク機関として、総合理工学研究機構を新設	【平成17年4月】 ・試験研究機関を連携させ、横断的な試験研究を行うネットワーク機関として、総合理工学研究機構を新設	各試験研究機関の連携を強化し、横断的な試験研究を促進するため
	【平成18年度】 ・地域振興局を廃止し、単独事務所へ再編統合 ・県民相談センターと消費生活センターを統合し、県民生活センターを設置 ・教育事務所の一部を統合(5→4)	【平成18年4月】 ・地域振興局を廃止し、単独事務所へ再編統合 ・県民相談センターと消費生活センターを統合し、県民生活センターを設置 ・教育事務所の一部を統合(5→4)	市町村合併の進展に伴い、地域課題の調整や専門性の高い業務は本庁で処理することとし、出先機関は現場性の高い業務を行うこととしたため 相談窓口を一元化し、県民の利便性の向上と効率的なサービスを提供するため
	【平成19年度までに】 ・本庁組織のあり方について検討	【平成18年11月】 ・中部圏断自動車道用地事務所を新設	中部圏断自動車道アクセス道路の用地取得や用地事務受託を円滑に行うため
	【平成20年度までに】 ・総合県税事務所と自動車税事務所を統合する方向で検討 ・下水道事務所を統合する方向で検討	【平成20年4月】 ・自動車税事務所を総合県税事務所へ統合(2→1) ・釜無川流域下水道事務所と桂川流域下水道事務所を統合、流域下水道事務所を設置(2→1)	税収確保対策の一層の強化と業務の効率化を図るため 現場業務の一元化対応と業務の効率化を図るため
	【平成22年度までに】 ・施策・事業の着実かつ効果的推進のため常に本庁・出先組織の見直しを行い、必要に応じ再編を実施する。簡素でスピーディな組織を構築するため、職員階層のバランスに配慮しながら、組織の更なるスリム化を図る。(山梨県行政改革大綱)	【平成22年4月】 ・県立大学を公立大学法人化 ・中央病院、北病院について、特定地方独立行政法人山梨県立病院機構を設立、移行 ・衛生公害研究所と衛生監視指導センターを統合し、衛生環境研究所を設置	自主・自立的な運営を図り、地域ニーズや時代の変化に適応した魅力ある大学づくりを推進するため 自律的・機動的な病院経営の下、医療サービスの一層の向上と効率的な経営を推進するため 保健衛生、環境保全の諸課題に迅速的確に対応するとともに、人材の集約による専門性の強化、業務の平準化・効率化を図るため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
長野県	【平成21年度】 ・行政機構審議会の答申を踏まえ、平成21年度当初からの現地機関再編を実施	【平成17年4月】 ・情報技術試験場、工業試験場、精密工業試験場、食品工業試験場を工業技術総合センターに再編 ・ガス管理事務所(3)を民間移管	技術の多様化・高度化・複合化に対応した各試験場の技術領域の連携強化及び産学官連携の推進を目指した企画部門の統合・強化のため ガス事業の民営化のため
		【平成18年4月】 ・会計センターを設置(4)	出納機関の独立性の確保と検査機能の強化のため
		【平成19年3月】 ・地方事務所連絡所(3)の廃止	設置当初と比較し事務量が減少したため
		【平成20年3月】 ・北信新幹線事務所の廃止	北信新幹線関連の用地取得業務が終了したため
		【平成21年4月】 ・保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ保健福祉事務所の設置 ・保健所支所(5)の本所への統合	保健分野と福祉分野の連携のため
		・労政事務所分室(1)及び駐在(1)の本所への統合 ・農業改良普及センター支所(6)を本所に統合	専門的知識経験を要する業務に対応するため 少人数分散配置の職員体制を集約し、効率的な組織とするとともに、地方事務所農政課等との十分な連携を図るため
		・農業総合試験場と農事試験場を農業試験場として統合 ・野菜花き試験場を中信農業試験場に移管統合	品種や技術の開発力強化のため
		・南佐久建設事務所と佐久建設事務所の統合所(佐久建設事務所)を設置し、現在の佐久建設事務所を維持管理業務を担当する佐久北部事務所に改編 ・中野建設事務所と飯山建設事務所の統合所(北信建設事務所)を設置し、現在の中野、飯山建設事務所をそれぞれ北信建設事務所の維持管理業務を担当する中野事務所、飯山事務所へ改編	圏域としてのまとまりや県の現地機関の管轄区域を極力一致させる観点、1所当たり職員数が少人数体制となっており業務の専門性確保及び組織力強化の観点から
		・佐久教育事務所と上田教育事務所、伊那教育事務所と飯田教育事務所を統合し、それぞれ東信教育事務所と南信教育事務所を設置するとともに、学校管理の支援業務等を担当させるため南信教育事務所へ付置機関として飯田事務所を設置	児童生徒数、学校数の減少等を踏まえた措置
		【平成22年3月】 ・職員の給与、旅費の支給等を行うため県内10所に設置されていた総務事務センターを廃止 ・佐久高速道事務所の廃止	業務の本庁への集約等による効率化を図るため 佐久高速道関連の用地買収業務等が終了するため
		【平成22年4月】 ・県立5病院及び2介護老人保健施設を一括して地方独立行政法人に移行	経営の自由度を拡大し、医療サービスを向上させるため
		岐阜県	【平成18年4月1日までに】 ・福祉事務所(8)について、全てを各振興局へ統合 ・農林商工事務所(10)と農山村整備事務所(8)を農林事務所(10)に統合(8ヶ所廃止) 【平成22年度末までに】 ・農業改良普及センターについて、農林事務所への統合に向けて必要な見直しを行う
・農林商工事務所(10)と農山村整備事務所(8)を農林事務所(10)に統合(8ヶ所廃止)	県民目線による政策総点検を踏まえ、現場主義の視点や本庁再編との連動に配慮し、政策本位でわかりやすくスリムな組織とするため		
【平成20年4月】 ・振興局における市町村行政事務の本庁集約	専門知識の高度化など市町村支援能力を強化するため		
【平成22年3月】 ・名古屋事務所及び生物学研究所の廃止	より効果的に業務を実施するため		
【平成22年4月】 ・農業改良普及センター(10)を農林事務所(10)に統合 ・県立3病院および県立看護大学の地方独立行政法人化	より効果的に業務を実施するため 地方自治制度や公務員制度などの各種制約を外し、病院及び大学がみずから機動的に効率的な運営を確保できるようにするため		

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績		
		実績	見直し理由	
静岡県	【平成16年度末】 ・ 県行政センター(9)、栽培漁業センターを廃止	【平成17年3月】 ・ 県行政センター(9)を廃止 ・ 栽培漁業センターを廃止	合併による市町村の広域化等に対応した行政サービスのより効果的、効率的な提供のため 業務を見直し、種苗生産業務の静岡県漁業協同組合連合会への委託化のため	
	【平成17年度当初】 ・ 地域防災局(4)、県民生活センター(4)を新設	【平成17年4月】 ・ 地域防災局(4)を新設 ・ 県民生活センター(4)を新設	東海地震発生時等における災害応急体制の充実強化のため 消費生活相談、労働相談、旅券発給事務等の県民サービスの効果的な提供のため	
	【平成17年6月末】 ・ 健康福祉センター(2)を廃止	【平成17年6月】 ・ 健康福祉センター(2)を廃止	合併後の浜松市への保健所業務の移管のため	
	【平成18年度末】 ・ 農林事務所(1)、土木事務所(1)を廃止	【平成19年3月】 ・ 農林事務所(1)を廃止 ・ 土木事務所(1)を廃止	政令指定都市に移行した浜松市と連携した効果的な業務執行のため 政令指定都市に移行した浜松市と連携した効果的な業務執行及び県道管理等の事務移管への対応のため	
	【平成19年4月】 ・ 試験研究機関の見直し(12試験場を6研究所に再編)	【平成19年4月】 ・ 試験研究機関の見直し(12試験場を5研究所に再編)	政令指定都市に移行した浜松市への県道管理等の事務移管への対応のため	
	【平成20年度末】 ・ 太田川ダム建設事務所を廃止(工事完了予定)	【平成20年4月】 ・ 企業局の出先事務所の見直し(2事務所を1事務所に統合)	行政分野ごとの研究資源の集約による試験研究機能の充実と生産性の向上のため	
	【平成21年度末を目標】 ・ 土木事務所(1)を廃止	【平成21年3月】 ・ 土木事務所(1)を廃止 ・ 土木事務所(1)を廃止 ・ 牧の原農業用水建設事務所を廃止	「企業局中期経営計画」に基づき、県東部地区出先事務所の効率化を図るため	
		【平成21年4月】 ・ 御前崎港管理事務所を新設 ・ 県民生活センターの見直し(1センターを駐在化) ・ 出納室の再編(7出納室を4出納室に統合) ・ 企業局の出先事務所の見直し(2事務所を1事務所に統合)	管轄区域内の道路整備等の進捗に伴い、組織の簡素化及び業務の効率化を図るため 市町村合併に伴い、組織の簡素化及び業務の効率化を図るため 事業進捗に伴い、組織の簡素化及び業務の効率化を図るため	
		【平成22年3月】 ・ 大田川ダム建設事務所を廃止	御前崎港の管理運営及び整備のため 相対体制の効率的かつ効果的な提供のため 会計指導体制の強化及び業務の効率化を図るため 「企業局中期経営計画」に基づき、県西部地区出先事務所の効率化を図るため	
		【平成22年4月】 ・ 静岡空港建設事務所を静岡空港管理事務所島田支局に改変	事業進捗に伴い、組織の簡素化及び業務の効率化を図るため	
		【平成22年4月】 ・ 静岡空港建設事務所を静岡空港管理事務所島田支局に改変	事業進捗に伴い、組織の簡素化及び業務の効率化を図るため	
	愛知県	【平成17年度】 ・ 加茂保健所を廃止(あいち行革大綱2005[46])	【平成17年3月】 ・ 加茂保健所を廃止	管内町村のほとんどが中核市に編入合併したため
		【平成20年度】 ・ 地方機関の抜本的な見直し ・ 地方分権、市町村合併の進展等、地方機関を取り巻く環境が大きく変化していることから、県と市町村との役割分担、本庁との機能分担を踏まえ、その所管区域、機能、組織等についてゼロベースで抜本的な見直しを実施する。(あいち行革大綱2005[45])	【平成20年4月】 地方機関を見直し 103機関→96機関 ・ 県事務所(7)に代えて県民事務所(3)、山村振興事務所(1)を設置 ・ 福祉事務所(7)と児童(障害者)相談センター(7)を福祉相談センター(7)として統合、春日井児童相談センターを新設 ・ 食品衛生検査所を衛生研究所に統合 ・ 農業普及指導センターを統合(11→8) ・ 家畜保健衛生所の統合(4→3) ・ 河川工事事務所を建設事務所(1)に統合 ・ 教育事務所の統合(7→5)	市町村合併等を踏まえて広域化・集約化し、安心・安全など新たな行政課題(県民ニーズ)に対応するため 増加する児童虐待等へ総合的に対応するため
		【平成21年4月】 ・ 愛知用水水道北部事務所及び愛知用水水道南部事務所の統合	健康危機管理の機能強化、保健衛生組織・業務の合理化・活性化のため 専門職員の集中化による機能の高度化のため 所管区域の広域化による機能の充実のため 水系一貫の河川整備・管理の充実・強化と業務の効率化のため 市町村合併の進展を踏まえた所管区域の広域化のため	
			より効率的な事業運営及び経営の健全化のため	

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
三重県	【平成18年度】 ・県民局制度を廃止し、事務所を設置(7 県民局 52 部→46 事務所) ・企画調整部(7)、生活環境森林部(7)、農水商工部等(8)を県民センター(9)、農林水産商工環境事務所等(8)に再編 ・2 建設部を統合(11→10) ・教育事務所(7)を廃止 【平成19年度以降】 ・18年度の組織改正後も次の視点を基本に弾力的に見直す。「県民しあわせプラン」の着実な推進に向けた体制整備 地方分権の進展等に伴う県の役割変化を踏まえた体制整備 分かりやすく、簡素で効率的・効果的な体制整備	【平成18年3月】 ・教育事務所(7)を廃止	市町村合併を契機とした市町教育行政の体制強化や地方分権の進展に伴い、県と市町等の役割分担を整理し、市町等教育委員会への支援を効果的・機能的に行うため
		【平成18年4月】 ・県民局制度を廃止し、事務所を設置(7 県民局 52 部→46 事務所) ・企画調整部(7)、生活環境森林部(7)、農水商工部等(8)を、県民センター(9)、農林水産商工環境事務所等(8)に再編 ・2 建設部を統合(11→10)	本庁各部につながった事務所体制とすることにより、地域において必要とされる県民サービスをより迅速・的確に提供するため 本庁各部につながった事務所体制とすることにより、地域において必要とされる県民サービスをより迅速・的確に提供するため 市町村合併により、新市における一体的な事業調整を実施するため
		【平成20年3月】 ・四日市保健所を廃止 ・四日市保健福祉事務所を廃止 ・四日市食肉衛生検査所を廃止	四日市市が保健所政令市に移行するため 四日市市が保健所政令市に移行するため 四日市市が保健所政令市に移行するため
		【平成20年4月】 ・科学技術振興センターを廃止し、各研究部を関係部の所管に移管(7 研究部→6 研究所)	行政課題や研究ニーズに即応した研究開発とその成果の普及、移転を一層効率的・効果的に進めていくため
		【平成21年4月】 ・身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し、障害者相談支援センターを設置	専門相談機関を統合して必要な機能を強化するため
滋賀県	【平成17年度】 ・市町村合併の進展に伴い、2 振興局(甲賀、湖西)を廃止し、高島県事務所を設置 【平成21年度までに】 ・大津健康福祉センター(大津保健所)について、21年度以降の移管に向け検討 ・地域振興局、試験研究機関について、あり方を検討	【平成17年4月】 2 振興局(甲賀、湖西)を廃止し、高島県事務所を設置	市町村合併の進展により、事務事業、所管区域等を見直したため
		【平成21年4月】 ・地域振興局・県事務所制を廃止し、行政分野ごとの単独事務所を再編統合 ・東近江地域振興局地域健康福祉部(東近江保健所)八幡支所の廃止	市町村合併の進展に伴い、総合的な地域経営から専門的な行政サービスの提供へと県の役割が変遷してきていることに対応した組織体制を整備するため 業務体制の見直しを行ったため
		・大津健康福祉センター(大津保健所)の廃止 ・農業技術振興センター湖北分場の廃止	大津市の中核市移行に伴い、保健所業務を市に移管したため 行政課題や研究ニーズの変化により設置の必要性が薄れたため
		【平成22年4月】 ・湖北健康福祉事務所(長浜保健所)木之本支所の廃止 ・建築確認事務の集約化(6 事務所→3 事務所)	市町村合併の進展に伴い、体制の強化と効果的、効率的な事務執行を図るため。
京都府	【平成17年度までに】 ・地方振興局を広域振興局に再編(12→4) ・保健所の再編(12→7) ・農業改良普及センターの再編(12→7) ・土木事務所の再編(12→7) ・丹波広域林道事務所を林務事務所へ統合 【平成21年度までに】 ・府税事務所、農林試験研究機関等についてあり方を検討	【平成16年5月】 ・地方振興局を広域振興局に再編(12→4) ・保健所の再編(12→7) ・農業改良普及センターの再編(12→7) ・土木事務所の再編(12→7)	時代や社会の変化に対応し、府民や地域のニーズを的確にとらえ迅速に答えていくため、地方振興局、保健所、土木事務所、地域農業改良普及センターを広域再編し、専門的な支援機能の充実を図るため
		【平成17年4月】 ・丹波広域基幹林道事務所を林務事務所へ統合	広域基幹林道建設の進捗にあわせ、効率的な執行体制を確立するため
		【平成19年4月】 ・消費生活科学センターを本庁組織の消費生活室と統合 ※平成19年4月現在の出先機関数は、76 機関に	現場力の強化を図り、迅速で実行性のある対策を実施するため
		【平成21年4月】 ・農林水産試験研究機関の再編 ※平成21年4月現在の出先機関数は、70 機関に	各研究機関が持つ資源の集中管理及び研究内容の整理・一元化などにより効率性を高めるため、農林水産試験研究機関を再編し、府民ニーズに的確に答え、分野横断的な研究を実施するため
		【平成22年4月】 ・京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合し、家庭支援総合センターを設置 ・京都障害者高等技術専門校を新設(城陽障害者高等技術専門校は同校の分校化) ※平成22年4月現在の出先機関数は67機関に	家庭問題に総合的・専門的に対応するため、関係機関を統合 障害者の就労支援のための体制整備

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
大阪府	【平成17年度】 ・自動車税事務所を再編(3→1) 【平成18年度】 ・子ども家庭センターの再編(7→6) ・公園事務所を廃止(3) 【平成19年度】 ・身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の再編 ・環境農林水産系試験研究機関の再編 【平成20年度】 ・流域下水道事務所の再編(4→3) 【平成21年度】 ・高等職業技術専門校の再編(6→5)	【平成17年7月】 ・自動車税事務所を再編(3→1)	業務の一部アウトソーシングに伴い、効率的・効果的な体制を整備するため
		【平成18年3月】 ・子ども家庭センターを廃止(1) ・公園事務所を廃止(3)	堺市の政令指定都市移行に伴い、府域における施策推進体制を整備するため 地域の特性を踏まえた総合的な都市基盤整備を図るため、公園事務所を土木事務所へ統合するため
		【平成19年4月】 ・身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し、障害者自立相談支援センターを設置	障害特性に応じた総合的な支援を行うため
		・食とみどりの総合技術センター・環境情報センター・水産試験場を統合し、環境農林水産総合研究所を設置	環境分野や農林水産分野の課題の多様化や時代のニーズに対応するため
		【平成20年4月】 ・南部流域下水道事務所と南大阪湾岸流域下水道事務所を統合し、南部流域下水道事務所とした	流域下水道事業の効率化を図るため
		【平成21年3月】 ・東淀川高等職業専門校を廃止	技術革新の進展や産業構造の転換、雇用のミスマッチの拡大といった社会経済情勢の変化を踏まえた体制を整備するため(高等職業技術専門校の再編の一環)
		【平成21年4月】 ・介護情報・研修センターの指定管理者の指定を解除し、直営化 ・障がい者交流促進センターの指定管理者の指定を解除し、直営化	出資法人(大阪府地域福祉推進財団)の自立化を促進するため
		【平成22年3月】 ・産業開発研究所を廃止 ・泉北考古資料館を廃止	研究所機能を本庁組織と一体化することにより、調査分析機能及び商工労働部の企画立案機能の強化を図るため 堺市へ移管のため
		【平成22年4月】 ・北部家畜保健衛生所と南部家畜保健衛生所を統合し、家畜保健衛生所とした	地域別で区分していた役割を業務別に整理することで、効率的・効果的な業務執行体制を構築するため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
兵庫県	<p>【平成17年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 県民局に属する、県税、健康福祉、農林水産、土木等の91 事務所を、県民局管内全体を所管する46 圏域事務所と県民に身近な業務のみを行う45 地域事務所に分け、圏域事務所に業務を集約して職員数を削減 <p>【平成21年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合出先機関である県民局(10)について、あり方を検討 <p>【平成21年度から】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民局は現地解決型の総合事務所として引き続き、10 地域に設置 県民局に属する事務所を強化するとともに、本局組織を抜本的に簡素・合理化 県民局に属する事務所のうち、地域事務所は各県民局1 か所の圏域事務所に統合再編 	<p>【平成17年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税事務所等の県民局内部事務所を圏域事務所と地域事務所に分け、地域事務所の事務所を圏域事務所へ集約(1 健康福祉事務所、7 森林整備事務所、1 土木事務所を廃止) 	一部事務所を再編し、業務の効率化を図るとともに、県民局の企画立案・総合調整機能や、専門・技術的機能を一層強化するため
		<p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸生活創造センター、生活科学センター、文化会館等を県民局の内部組織として再編・統合 2 健康福祉事務所を再編(統合(26→25)) 	<ul style="list-style-type: none"> 県民局が担う地域に根ざした県民運動の展開やボランティア活動支援と、生活創造センター等が担う生活創造行政、消費生活行政を一体的・効率的に推進し、より地域特性を踏まえた県民生活施策の総合的な展開を図るため 市町合併に伴い同一町に所在することとなる2 健康福祉事務所を統合し、一体的・効率的な業務執行を行うため
		<p>【平成19年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林動物研究センターを設置 	野生動物の個体数調査や生息地管理、被害対策等、野生動物の保護管理を総合的に推進するため
		<p>【平成20年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活科学総合センターを設置(生活科学研究所と神戸生活創造センター生活科学部の統合再編) 東播磨生活創造センターを設置 県立厚生専門学院を廃止し、県立総合衛生学院に統合再編 県立のじぎく療育センターを廃止し、県立総合リハビリテーションセンターに統合再編 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活の諸問題が高度・複雑化する中、消費者被害の解決・未然防止・拡大防止を図るため 地域における県民の主体的な生涯学習・地域づくり活動等を総合的に支援するため 民間の取組みを踏まえ、県内の看護職員の需給的需給に対応するため 子どもから大人まで一貫したリハビリを提供できる体制を確立するため
		<p>【平成21年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸生活創造センター、東播磨生活創造センターを廃止 	指定管理者制度導入のため
		<p>【平成21年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民局の5 部体制を廃止し、新たに総務室、県民室を設置 県民局の分室(3)を廃止し、総務室に統合 県民局に属する事務所は、業務ごとに原則1 圏域1 事務所に統合再編(県税事務所 17→11、健康福祉事務所 25→14、農林(水産)振興事務所 12→11、農業改良普及センター22→13、土地改良事務所 11→8、土木事務所 22→13) 六甲治山事務所を県民局の内部事務所に再編 但馬高原林道建設事務所を3月末に廃止し、県民局に統合 西宮子ども家庭センター川西分室を再編し、川西子ども家庭センターを設置 健康環境科学研究センターの衛生部門と生活科学総合センターを統合し、健康生活科学研究センターを設置 健康環境科学研究センターの環境部門を、(財)ひょうご環境創造協会に統合(健康環境科学研究センターは廃止) 教育事務所を統合再編(10→6) 	<ul style="list-style-type: none"> 本局組織の抜本的な簡素・合理化を図るため 効率的な業務執行を図るため 業務の専門性の向上と機動性の強化を図るため 農林水産振興事務所と一体となった施策展開を行うため 困難な児童虐待事案が多いことから、専門機関としての責任の明確化と迅速な対応を図るため 消費生活や食品に関わる相談から、試験分析・調査研究の実施と情報発信、事業者指導に至るまで、県民のくらしの安全安心に関わる諸課題を一元的に対応するため (財)ひょうご環境創造協会の試験分析部門が類似の業務を行っているため 市町教育委員会数の減少や、所管区域の規模、地域特性等を踏まえ、効果的・効率的な事務執行体制を構築するため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
奈良県	【平成17年度】 ・自動車税事務所を奈良県税事務所へ統合	【平成17年4月】 ・自動車税事務所を奈良県税事務所へ統合	自動車税の課税事務と徴収事務を一体的に処理するため
	【平成18年度】 ・東和福祉事務所を廃止(3→2) ・吉野保健所、内吉野保健所の業務・組織の見直し	【平成18年3月】 ・東和福祉事務所を廃止(3→2) 【平成18年度】 ・吉野保健所・内吉野保健所の業務・組織の見直し	町村合併による市設置に伴い、管内の生活保護に関する事務が大幅に減少したため 生活に密着したサービスの提供に関する事務をそれぞれの保健所に存置しつつ、総務・統計業務等を統合
	【平成18年度～】 ・試験研究機関(6)の見直し・研究テーマの重点化・競争的研究資金の獲得 ・土木事務所(6)の業務・組織の見直し ・農林振興事務所(4)の普及業務等に係る業務・組織の見直し	【平成19年4月】 ・県立医科大学の地方独立行政法人化 【平成20年3月】 ・ダム建設事務所及びダム管理事務所(3)を廃止し、土木事務所へ統合	県立大学として果たすべき公共性を確保しながら、より効率的な運営を行い、更なる教育・研究・診療機能の向上を目指すため 効率的な事務執行を図るため
	【平成19年度】 ・県税事務所(4)の業務・組織の見直し	【平成21年3月】 ・精神医療支援センターの廃止 【平成21年4月】 ・産業廃棄物監視センターを景観・環境監視センターに改組	効率的な事務執行を図るため 効率的な事務執行を図るため
	【平成20年度】 ・精神医療支援体制、産業廃棄物・景観等監視体制の見直し	【平成22年4月】 ・桜井県税事務所、吉野県税事務所の業務・組織の見直し ・南和労働会館の廃止 ・うだ・アニマルパークの業務・組織の見直し	効率的な事務執行を図るため
	【平成21年度】(追加) ・桜井県税事務所、吉野県税事務所の業務・組織の見直し ・南和労働会館の廃止 ・うだ・アニマルパークの業務・組織の見直し ・消費生活センターの所管を健康安全局からくらし創造部へ移管 ・消費生活センターに中南和相談所を付設 ・橿原公苑にスポーツ支援センターを新設	・消費生活センターの所管を健康安全局からくらし創造部へ移管 ・消費生活センターに中南和相談所を付設 ・橿原公苑にスポーツ支援センターを新設	生活に密着した行政サービスの提供をくらし創造部へ一元化するとともに 県中南和における消費相談体制を強化し、消費者の利便性を高め、行政サービスを向上させるため 生涯スポーツの振興を図るため、地域スポーツクラブの設立を支援
	【平成17年度】 ・紀中家畜保健衛生所を廃止	【平成17年3月】 ・紀中家畜保健衛生所を廃止	和歌山県行政組織等検討懇話会の提言、家畜保健業務の効率化による機能強化のため。
	【平成18年度】 ・近畿自動車道紀南高速事務所を振興局建設部へ統合 ・振興局の7税務部門を4県税事務所へ集約統合(広域化)し、本庁直轄組織とする	【平成18年4月】 ・振興局における市町村指導事務の本庁集約 ・振興局における建設部課室の統合等(近畿自動車道紀南高速事務所を含む) ・振興局の7税務部門を4県税事務所へ集約統合(広域化・本庁直轄化)	市町村合併等の進展等により、県の市町村への補充機能の縮小に伴い、一層簡素で効率的な組織体制を実現するため 組織のスリム化を図るため 人員を効果的に配置し、県税の賦課徴収体制を強化するため
	【平成21年度まで(に)】 ・それぞれの地方機関の設置目的等に鑑み、あり方を検討後、順次見直しに着手 ・振興局制度については、合併新法による県内市町村の合併状況を注視し、県と市町村との役割を考慮しながら、引き続きあり方を検討	【平成19年4月】 ・出納室6分室1駐在の廃止・振興局総務室への事務移管 ・新宮高等技術専門校の廃止・田辺産業技術専門学院への統合 【平成20年4月】 ・振興局における工事検査業務を本庁(農林水産部工事検査室・県土整備部検査指導室)に集約 【平成21年4月】 ・振興局の「総務企画室」と「産業振興部」を統合し「地域振興部」を設置 【平成22年4月】 ・ふるさと定住センターの廃止	出納審査業務の独立性確保の必要性が薄れたことにより、人員の有効活用を図るため 県立高等技術専門校再編整備計画による 平成20年6月から実施する公共工事について、条件付き一般競争入札全面導入、適正な業者評価などの入札制度改革を確実に執行するための体制整備を図るため 地域振興と産業振興の機能を統合し、地域課題への機動的取組や新たな政策展開へ対応するため(機能強化) 民間に管理運営を全面的に委託した。

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
鳥取県		【平成18年3月】 ・八頭県民局を廃止	単独地方機関を廃止して総合事務所の内部機関とすることで、効率的・効果的・部局横断的で迅速な行政サービスを提供するため
		・大山自然歴史館を廃止	行政組織規則上の整理により地方機関から除外したため
		・東部福祉保健局を廃止	単独地方機関を廃止して総合事務所の内部機関とすることで、効率的・効果的・部局横断的で迅速な行政サービスを提供するため
		・鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局を廃止	単独地方機関を廃止して総合事務所の内部機関とすることで、効率的・効果的・部局横断的で迅速な行政サービスを提供するため
		・鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局を廃止	単独地方機関を廃止して総合事務所の内部機関とすることで、効率的・効果的・部局横断的で迅速な行政サービスを提供するため
		・旧中部ダム予定地域振興兼倉吉事務所を廃止	事業が概ね終了したため
		【平成18年4月】 ・消費生活センターを本庁化	行政ニーズの多様化に対応するための予算要求等に自ら対応するため
		・山陰海岸自然科学館、鳥取産業体育館及び米子産業体育館を教委移管	事業内容の見直しにより所管替えが適切となったため
		【平成19年3月】 ・東部県税事務所、中部県税事務所及び西部県税事務所を廃止	単独地方機関を廃止して総合事務所の内部機関とすることで、効率的・効果的・部局横断的で迅速な行政サービスを提供するため
		・姫路鳥取線用地事務所を廃止	事業が概ね終了したため
		【平成19年4月】 ・スポーツセンターを本庁化	行政ニーズの多様化に対応するための予算要求等に自ら対応するため
		【平成20年3月】 ・農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場及び林業試験場を廃止	単独地方機関を廃止・統合し、農林総合研究所(本庁)を設置することで、評価・研究企画・庶務部門を集中化し組織のスリム化を図るため。
		【平成20年4月】 ・倉吉工事検査出張所及び米子工事検査出張所を統合し、米子工事検査事務所を新設	検査評定の公平性の確保及び検査員の検査精度の向上を図るため。
【平成21年3月】 ・栽培漁業センターを廃止	水産試験場に統合して、沖合・沿岸の水産研究の連携と庶務部門の集中化によるスリム化を図るため。		
【平成22年4月】 ・東京本部、名古屋本部、関西本部を本庁化	県外活動の拠点として機動的に活動できるよう予算要求等に自ら対応するため。		

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
島根県	【平成17年度】 ・隠岐支庁健康福祉局(1)、健康福祉センター(6)を廃止し、3福祉事務所7保健所に再編 ・土木建築事務所出張所(3)を本所又は事業所へ統合 【平成18年度】 ・総務事務所(6)を県民センター(2)に再編統合 ・総務事務所分室を県民センターに統合 ・農林振興センターを再編統合(6→2) ・耕地事業所と土木事業所(1)を事業所として統合 ・しまねの味開発指導センターを農業技術センターに統合 ・干拓営農センターを東部農林振興センターに統合 ・水産試験場、水産試験場分場、水産試験場附属施設、内水面水産試験場及び栽培漁業センターを水産技術センターとして統合再編 ・商工労政事務所を県民センターに統合 ・土木建築事務所(6)と農林公共部門(6)を統合し新たに県土整備事務所(6)を設置 ・公の施設としての県民利用が行われなくなった試験研究機関(畜産技術センター)を行政機関に位置づけ 【平成19年度】 ・県外事務所(1)を廃止	【平成17年4月】 ・隠岐支庁健康福祉局(1)、健康福祉センター(6)を廃止し、3福祉事務所7保健所に再編 ・保健所支所(3)を本所に統合 ・土木建築事務所出張所(3)を本所又は事業所へ統合	市町村合併により市の福祉事務所所管区域拡大に伴い県の分担する業務が縮小するため 業務体制の見直しを行ったため 業務体制の見直しを行ったため
		【平成18年4月】 ・総務事務所(6)を県民センター(2)に再編統合 ・総務事務所分室を県民センターに統合 ・農林振興センターを再編統合(6→2) ・耕地事業所と土木事務所(1)を事業所として統合 ・しまねの味開発指導センターを農業技術センターに統合 ・干拓営農センターを東部農林振興センターに統合 ・水産試験場、水産試験場分場、水産試験場附属施設、内水面水産試験場及び栽培漁業センターを水産技術センターとして統合再編 ・商工労政事務所を県民センターに統合 ・土木建築事務所(6)と農林公共部門(6)を統合し新たに県土整備事務所(6)を設置	本庁との役割分担を整理し、本庁の機能強化に合わせ県民の利便性・業務の現場性の観点から機能を改編集約したため 本庁との役割分担を整理し、本庁の機能強化に合わせ県民の利便性・業務の現場性の観点から機能を改編集約したため 振興部門について本庁、市町村との役割分担を整理・集約し、あわせて公共事業の執行体制を一元化したため 公共事業の執行体制を一元化することにより県民サービス向上や効率的な事業推進を図るため 生産部門と加工・流通部門の研究開発との連携を強化するため 普及部門の一体化を図るため 海面と内水面漁業の連携など水産部門の研究開発の一体化を図るため
		【平成19年3月】 ・九州事務所を廃止 ・隠岐福祉事務所を廃止	業務終了のため 権限を移譲し町村が福祉事務所を設置するため
		【平成20年3月】 ・東部福祉事務所を廃止	権限を移譲し町村が福祉事務所を設置するため
		【平成21年3月】 ・西部福祉事務所を廃止	権限を移譲し町村が福祉事務所を設置するため
		【平成17年3月】 ・幹線道用地事務所を廃止 ・計量検定所を廃止	事業概了のため 業務体制の見直しのため
		【平成17年4月】 ・総合出先機関である地方振興局を3県民局6支局体制に再編 ・建設事務所(2)を廃止し県民局へ再編	市町村への権限移譲が一層進み、市町村合併など、市町村の在り方も大きく変わって行く中で、広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開する必要があるため 県民局体制への再編のため
		【平成18年3月】 ・農業改良普及センターを廃止 ・農業技術センター(2)を廃止 ・水産業改良普及所を廃止	行政と普及の連携強化を図るため 行政と普及の連携強化を図るため 行政と普及の連携強化を図るため
		【平成18年4月】 ・家畜病性鑑定所を岡山家畜保健衛生所へ統合	家畜伝染病に対する防疫・監視体制の強化を図るため
		【平成19年4月】 ・情報教育センターと教育センターを廃止し、総合教育センターを設置	従来の2施設を統合し、より一層岡山県の学校力・教育力の向上を図るため
【平成20年4月】 ・職業能力開発校の再編(4校体制→2校1分校体制)	多様化する企業の人材ニーズと様々な訓練ニーズに対応した職業能力開発を効率的に行うため		
【平成21年4月】 ・総合出先機関である県民局を3県民局6支局体制から3県民局体制に再編。現地で行う必要のある業務については、6か所の地域事務所において実施することとした。 ・保健所について9保健所を5保健所4支所に再編	市町村合併など市町村のあり方が大きく変わる中で、広域的な地域の総合出先機関としての機能を確保するとともに、極めて厳しい財政状況のもとで、一層柔軟でスリムな組織体制を整備するため。 地域保健対策における市町村の役割が拡大等保健所をめぐる様々な環境変化等に適切に対応するとともに、複雑多様化するニーズに的確に対応できる組織体制を整備するため。		
【平成21年度まで(一)】 ・県内に9つあった総合出先機関である地方振興局を17年4月に3県民局・6支局体制に再編しており、21年4月までに支局を順次縮小し地域支庁に再編	【平成22年4月】 ・農業総合センター、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場、木材加工技術センターを統合し、農林水産総合センターを設置	産学官の連携強化や知的財産戦略各への対応の充実等を図るため	

岡山県	【平成17年度】 ・水産業改良普及所を平成17年度末に廃止 ・瀬戸内農業技術センター及び高冷地農業技術センターを平成17年度末に廃止 ・農業改良普及センターについて、市町村合併の進展、地方振興局の再編、社会情勢の変化に伴い、統合や所管区域など、あり方の見直しを実施 【平成18年度】 ・家畜病性鑑定所を岡山家畜保健衛生所に統合 【平成18年度以降】 ・保健所について、市町村合併の進展、地方振興局の再編、社会情勢の変化に伴い、統合や所管区域など、あり方の見直しを実施 【平成21年度まで(一)】 ・県内に9つあった総合出先機関である地方振興局を17年4月に3県民局・6支局体制に再編しており、21年4月までに支局を順次縮小し地域支庁に再編	【平成17年3月】 ・幹線道用地事務所を廃止 ・計量検定所を廃止	事業概了のため 業務体制の見直しのため
		【平成17年4月】 ・総合出先機関である地方振興局を3県民局6支局体制に再編 ・建設事務所(2)を廃止し県民局へ再編	市町村への権限移譲が一層進み、市町村合併など、市町村の在り方も大きく変わって行く中で、広域的な地域の総合出先機関として、地域の実態を踏まえた施策を、多様な主体との協働を進めながら、迅速・的確に展開する必要があるため 県民局体制への再編のため
		【平成18年3月】 ・農業改良普及センターを廃止 ・農業技術センター(2)を廃止 ・水産業改良普及所を廃止	行政と普及の連携強化を図るため 行政と普及の連携強化を図るため 行政と普及の連携強化を図るため
		【平成18年4月】 ・家畜病性鑑定所を岡山家畜保健衛生所へ統合	家畜伝染病に対する防疫・監視体制の強化を図るため
		【平成19年4月】 ・情報教育センターと教育センターを廃止し、総合教育センターを設置	従来の2施設を統合し、より一層岡山県の学校力・教育力の向上を図るため
		【平成20年4月】 ・職業能力開発校の再編(4校体制→2校1分校体制)	多様化する企業の人材ニーズと様々な訓練ニーズに対応した職業能力開発を効率的に行うため
		【平成21年4月】 ・総合出先機関である県民局を3県民局6支局体制から3県民局体制に再編。現地で行う必要のある業務については、6か所の地域事務所において実施することとした。 ・保健所について9保健所を5保健所4支所に再編	市町村合併など市町村のあり方が大きく変わる中で、広域的な地域の総合出先機関としての機能を確保するとともに、極めて厳しい財政状況のもとで、一層柔軟でスリムな組織体制を整備するため。 地域保健対策における市町村の役割が拡大等保健所をめぐる様々な環境変化等に適切に対応するとともに、複雑多様化するニーズに的確に対応できる組織体制を整備するため。
		【平成22年4月】 ・農業総合センター、生物科学総合研究所、総合畜産センター、水産試験場、林業試験場、木材加工技術センターを統合し、農林水産総合センターを設置	産学官の連携強化や知的財産戦略各への対応の充実等を図るため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
広島県	【平成17年度】 ・児童相談所(3)、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合し、こども家庭センター(3)を設置 【平成18年度】 ・農業改良普及センターと地域事務所農林局地域営農課を「農業技術指導所」(3)に改編 ・病害虫防除所を3所体制に再編(農業技術指導所と一体的に整備) 【平成21年度までに】 ・地域事務所について3~4所に再編・統合する方向で検討	【平成17年4月】 ・地域事務所の建設局大柿、吉田、上下の3支局、農林局の高田地方農村整備事務所を本所等へ統合	市町村行政の広域化の状況や事業量の推移等から、本所等へ統合
		【平成17年7月】 ・児童相談所(中央、福山、三次)、知的障害者更生相談所、婦人相談所を統合し、こども家庭センター(広島、福山、備北)を設置	社会問題化している児童虐待やDV(配偶者などからの暴力問題)などへ対応するため、児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合し、子どもと家庭の問題に関する総合的・専門的な相談・支援を行う施設として、「こども家庭センター」(広島、福山、備北)を設置
		【平成18年4月】 ・農業改良普及センターと地域事務所農林局地域営農課を「農業技術指導所」(西部、東部、北部)に改編 ・病害虫防除所を3所体制に再編(農業技術指導所と一体的に整備)	より高度かつ総合的な普及活動を推進するため、農業改良普及センターと地域事務所農林局地域営農課を統合し、「農業技術指導所」へ再編 普及との連携を強化する観点から、病害虫防除所を普及組織と一体的に再編
		【平成19年3月】 ・四川ダム管理事務所を廃止	現地事務所における管理体制から、福山地域事務所建設局における巡回管理体制に移行するため、事務所を廃止
		【平成19年4月】 ・広島中部台地総合開発事務所を廃止統合	事業量の減少に伴い、事業所を廃止し、尾三地域事務所農林局へ統合
		【平成20年3月】 ・山田川ダム管理事務所を廃止	現地事務所における管理体制から、尾三地域事務所建設局における巡回管理体制に移行するため、事務所を廃止
		【平成20年4月】 ・広島牛改良センターの畜産技術センター本所への統合	肉用牛研究と種雄牛生成を一体化した効率的な研究と成果重視の推進等を図るとともに、人材、危機等の分散投資の解消
		【平成21年4月】 ・総合事務所制(7地域事務所)を廃止。県内3箇所の事業事務所(総務、県税、厚生環境、農林水産、建設、厚生環境は4箇所)へ再編 ・4家畜保健衛生所に地域事務所農林局の畜産部門を加え、3畜産事務所へ再編(家畜保健衛生所併設)	市町村合併や市町への権限移譲の進展により、地域の総合行政を基礎自治体が担う分権型社会の基礎が整いつつある状況を踏まえ、所管区域を広域化することにより、事務の効率化を図るとともに、意思決定の迅速化や専門性の向上を図るため、総合事務所制を廃止し、本庁に直結した事業事務所制へ移行 保健衛生・防疫部門と畜産振興部門の一元化により、組織のスリム化と利用者の利便性の向上を図るとともに、「広島牛」の生産拡大に向けた畜産構造改革へ業務を重点化
		【平成22年3月】 ・梶毛ダム管理事務所を廃止	現地事務所における管理体制から、西部建設事務所における巡回管理体制に移行するため、事務所を廃止
		山口県	【平成17年度】 ・健康福祉センター1事務所及び2支所を廃止 【平成18年度】 ・労政事務所(2)、土木事務所(4)、教育事務所(7)、健康福祉センター支所(4)、農林事務所支所(5)を廃止 ・岩国地域に児童相談所を新設 【平成22年度までに】 ・暫定的に1つの広域生活圏内に2事務所が配置されている一部の県税事務所、健康福祉センター、土木事務所について、22年4月までに統合 ・農地整備・道路・ダムなどの建設事務所や港湾・工業用水などの管理事務所について、管理の状況や業務量の推移等により、逐次、見直しを実施
【平成18年3月】 ・労政事務所(2)を廃止 ・土木事務所(4)を廃止 ・教育事務所(7)を廃止 ・健康福祉センター支所(4)を廃止 ・農林事務所支所(5)を廃止	業務の効率化を図るため、2労政事務所を廃止し、労働関係業務を県民局に移管 広域生活圏内1事務所の考え方の下、4土木事務所を廃止し、同一圏内の土木事務所に統合 合併等による市町教育委員会の機能強化を踏まえ、県と市町との適切な役割分担の観点から、7教育事務所を廃止 広域生活圏内1事務所の考え方の下、4支所を廃止し、本所に統合 広域生活圏内1事務所の考え方の下、5支所を廃止し、本所に統合		
【平成18年4月】 ・岩国地域に児童相談所を新設	近年の相談件数の増加等を受け、児童相談体制を強化するため、岩国地域に児童相談所を設置		
【平成19年3月】 ・農地建設事務所(1)を廃止	事業の進捗に伴い農地建設事務所を廃止し、農林事務所に業務を移管		
【平成19年4月】 ・農業試験場、農業大学校、畜産試験場、林業指導センターを統合し、農林総合技術センターを設置 ・利水事務所(1)と発電所(1)を統合し、西部利水事務所を設置	一次産業部門の試験研究機関等の連携強化し、総合的な経営・技術支援体制を構築するため、農業試験場、農業大学校、畜産試験場、林業指導センターを統合し、新たに農林総合技術センターを設置 企業局の電気事業の一層の効率化を進めるため、1利水事務所と1発電所を統合し、新たに西部利水事務所を設置		
【平成20年3月】 ・児童福祉施設(1)を廃止	入所児童の減少に伴う廃止		
【平成21年4月】 ・産業技術センターを地方独立行政法人化	企業ニーズに即応できる組織体制を構築し、自律的なマネジメントシステムの確立によるサービスの一層の向上、効率的な業務執行を図るため。		
【平成22年4月】 ・防府県税事務所、防府健康福祉センター、山口土木建築事務所、美祿土木事務所の4事務所を廃止	1つの広域生活圏に2事務所が配置されている一部の出先機関について、目標に沿った統合を実施した。		

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
徳島県	【平成17年度】 ・ 財務2)、福祉2)、保健所2)、農林2)、土木3)の11事務所について、南部総合県民局に再編 ・ 農林水産部の出先機関(農業改良普及センター(6)、農業大学校(1)、試験研究(1))を農林水産総合技術支援センターに再編 ・ 消費生活センター・身体障害者福祉センターを廃止	【平成17年4月】 ・ 財務2)、福祉2)、保健所2)、農林2)、土木3)の11事務所に ついて、南部総合県民局に再編 ・ 農林水産部の出先機関(農業改良普及センター(6)、農業大 学校(1)、試験研究(1))を農林水産総合技術支援センターに 再編 ・ 県立3病院を地方公営企業法の全部適用により病院局に 移管	地域振興を総合的かつ効率的に推進し、地域完結型の「横割本庁組織」として出先機関の再編・機能強化を図るため 現職に即した研究の効果的な推進、開発した技術の普及体制の強化、就農者への支援をワンストップで実施するため 病院事業の自律性を高め、企業性、効率性を発揮した経営を行うため
	【平成18年度】 ・ 財務2)、福祉2)、保健所2)、農林2)、土木2)の10事務所について、西部総合県民局に再編	【平成18年3月】 ・ 消費生活センターを廃止 ・ 身体障害者福祉センターを廃止	H184から業務の民間委託を行ったため 施設の老朽化、利用者の減少に伴い休止状態であったため
	【平成18年度までに】 ・ 日和佐老人ホームを民間移管 ・ 家畜保健衛生所の統合に向け、方向性を検討 ・ テクノスクールの統合に向け、基本構想等を策定	【平成18年4月】 ・ 財務2)、福祉2)、保健所2)、農林2)、土木2)の10事務所に ついて、西部総合県民局に再編	地域振興を総合的かつ効率的に推進し、地域完結型の「横割本庁組織」として出先機関の再編・機能強化を図るため
	【平成20年度までに】 ・ 県東部圏域の11事務所(財務3)、保健所2)、福祉1)、農林2)、土木3)につ いて再編の方向性を検討・実施 ・ 出先機関の再編整備計画の推進(期間:H16~H20、県内6圏域→3圏 域、出先機関数:H16:80→H21:40程度)	【平成19年3月】 日和佐老人ホームを廃止 ・ 長安口ダム管理事務所を廃止	H194から施設を民間委託したため H194から長安口ダムが国の直轄管理となったため
		【平成19年4月】 ・ 徳島空港周辺整備事務所を廃止	事業規模が縮小したため(土木事務所に統合)
		【平成20年4月】 ・ 財務3)、自動車税(1)の4事務所を、東部県税局に再編 ・ 福祉1)、保健所(2)の3事務所を、東部保健福祉局に再編 ・ 農林2)の2事務所を、東部農林水産局に再編 ・ 土木3)、港湾開発(1)の4事務所を、東部県土整備局に再編 ・ 吉野川・東みよし家畜保健衛生所を再編統合し、西部家畜 保健衛生所を設置 ※80出先機関(H16)を2総合県民局、4東部各局、30出先機関 に再編	県税部門や保健福祉部門などの事業分野毎に、機動的かつ質の高い県民サービスが提供できる体制を構築するため 組織の天引き化による機能強化を図るため
		【平成21年4月】 ・ 女性支援センター、中央児童相談所を統合し、こども女性 相談センターを設置 ・ 高速道路用地推進事務所、新直轄道路用地推進事務所を 設置	こどもと女性に関する様々な問題に一体的に対応するため 高速道路の整備促進を図るため
		【平成22年4月】 ・ 高速道路用地推進事務所、新直轄道路用地推進事務所を 統合し、横断道路用地推進事務所を設置	進捗状況に応じ、横断道路整備の促進を図るため
		【5年間の取組成果】 出先機関見直しの推進期間であるH16~H20年度までに 出先機関数をH16年度:80機関→H21年度:40機関程度とす ることを目標に取り組んだ。 その結果、①南部・西部両総合県民局の設置(17・18年度、地 方自治法第155条1項の地方事務所)、②東部各局の設置(20 年度、地方自治法第156条1項の行政機関)、③研究・普及・教 育が一体となった農業戦略を展開するための関係諸機関の 「農林水産総合技術支援センター」への統合(17年度)等を行 った結果、平成22年4月1日現在の機関数は当初予定を上回 る「2総合県民局、4東部各局、30出先機関」とした。	
		【平成18年度~】 ・ テクノスクールの統合に向けて基本構想等を策定	テクノスクールの充実強化を図り、新しい訓練需要に対応するため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績		
		実績	見直し理由	
香川県	【平成17年度】 ・身体障害者相談所、知的障害者相談所、子ども女性相談センター(障害部門)について、障害者に対する福祉サービスの一元化を図るため、障害福祉相談所に統合 ・保健福祉事務所について、市町村合併に伴う市への事務事業の移譲に合わせて組織体制をスリム化する。 ・五色台少年自然の家、五色台野外活動センターを統合 【平成18年度】 ・津田病院について、平成19年3月末に廃止するとともに、廃止後の医療機能確保の観点から、無床の診療所を設置する。 ・白鳥病院について、平成20、21年度の整備を目指す。 【平成20年度以降に】 ・県税事務所について、税務部門の機能強化の観点から、事務所の統合の是非を含め、組織体制のあり方について検討する。(目標年度を18年度から20年度以降へ見直し) ・自治研修所について、人材育成と人事管理の連携強化の観点から、廃止も含め、組織体制のあり方について検討する。(追加) ・保育専門学校について、児童福祉審議会児童家庭部会の意見も踏まえ、そのあり方について検討する。(目標年度を17年度以降から20年度以降へ見直し) ・農場試験場について、試験研究の一層の効率化を図るため、分場の縮小等について検討する。	【平成18年4月】 ・身体障害者相談所、知的障害者相談所、子ども女性相談センター(障害部門)を障害者福祉相談所に統合 ・保健福祉事務所の組織体制のスリム化(3事務所で△39人) ・五色台少年自然の家、五色台野外活動センターを統合 【平成19年4月】 ・津田病院を18年度末で廃止するとともに、廃止後の医療機能確保の観点から、白鳥病院附属津田診療所(無床)を設置 【平成20年4月】 ・出先機関としての「消費生活センター」を廃止し、本庁舎組織として設置 ・文化会館を県立ミュージアムへ統合し、廃止 【平成21年4月】 ・県税事務所の統合(4つの出先機関で処理している課税・徴収事務を、1県税事務所で処理。) ・自治研修所の本庁移転 【平成22年4月】 ・農場試験場の分場を縮小、体制・業務の見直し	障害者に対する福祉サービスの一元化を図るため 市町村合併に伴う市への業務移管のため 施設のさらなる利用促進を図るとともに、効率的で一体的な運営を行うため 大川地域における公的医療機関の再編の一環として津田病院を廃止したことに伴い、廃止後の病院を利用して、地域の医療機能の確保を図るため 消費生活の相談部門と事業者指導部門(県民活動・男女共同参画課)との連携を図るため 個性豊かな文化芸術の振興や人材育成を図るとともに、県立文化施設の機能の向上と魅力ある文化施設づくりを推進するため 税制の専門化・複雑化に対応するために、課税徴収部門の強化を図るため 人材育成と人事管理の連携を図るとともに、維持管理経費の削減を行うため 現場に密着した技術の開発と成果の迅速な普及を図るため	
		【平成17年3月】 ・発電所を廃止(2→1) 【平成17年4月】 ・単独保健所を統合(3→1) ・農業改良普及センターを地方局に統合(5→0) ・土木事務所を統合(7→5)	発電所を無人化したため 市町村合併による市町村数の減少に伴う組織のスリム化のため 市町村合併による市町村数の減少に伴う組織のスリム化のため 市町村合併による市町村数の減少に伴う組織のスリム化のため	
		【平成18年3月】 ・ダム管理事務所を廃止(7→6) 【平成18年4月】 ・栽培漁業センターを水産試験場へ統合(2→0)	国へ事務移管したため センターで行う種苗の大量生産実証などを水産試験場の研究開発と一体的に推進するため	
		【平成20年度】 ・総合出先機関(地方局)を統合(5→3) 【平成20年度までに】 ・試験研究機関15機関については、17年度に各機関に対する評価を実施し、学識経験者、産業関係者等で構成する「県科学技術振興会議」の意見等も反映しながら、組織再編に向けた検討を行い、20年度に組織再編を実施	【平成19年3月】 ・健康増進センターを廃止(1→0) ・愛媛整形外科病院を廃止(1→0) 【平成20年3月】 ・保育専門学校を廃止(1→0) 【平成20年4月】 ・総合出先機関(地方局)を統合(5→3) ※総合出先機関(地方局)の統合に伴う見直し ・家畜保健衛生所を統合(5→3) ・総合出先機関(地方局)建設部の土木事務所化(5→7) ・教育事務所を統合(5→3) ・試験研究機関を統合(一部廃止)(15→3)	公の施設のあり方検討の結果、不妊・難病相談業務を「心と体の健康センター」に移管したため 19年4月に開所の「子ども療育センター」において、従来の肢体不自由児だけでなく、重症心身障害児など幅広い障害を持つ児童を対象に各種事業を実施する体制が整備されたため 保育士資格に限定した必要性が低下していることと合わせ、県内の短期大学等による保育士の養成が可能であるため 経済社会活動の広域化や地方分権の進展による市町の役割の拡大など、総合出先機関(地方局)を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、所管区域の広域化や機能・能力の高度化のほか、組織のスリム化を図るため 「県試験研究機関のあり方」に基づき、分野横断的課題や多様化・高度化する企業ニーズへの対応及び企画・調整機能の強化のため
		【平成22年3月】 ・歯科技術専門学校を廃止(1→0) 【平成22年4月】 ・医療技術大学を公立大学法人へ移行(1→0)	公の施設のあり方検討の結果、社会情勢の変化を踏まえ廃止 自主的・効果的な運営が可能となる公立大学法人へ移行し、魅力ある大学づくりを進めるため	

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
高知県	【平成17年度】 ・福祉事務所と保健所を統合し福祉保健所を設置(10減5増) ・交通事故相談所を統合(4→1) ・北海道事務所を廃止 ・高知河川事務所を高知土木事務所へ統合	【平成17年4月】 ・福祉事務所と保健所を統合し福祉保健所を設置(10→5) ・交通事故相談所を統合(4→1) ・高知河川事務所を高知土木事務所へ統合	保健・福祉サービスを一体的に提供するため 簡素で効率的な組織体制を確立するため 簡素で効率的な組織体制を確立するため
	【平成17年度～平成18年度】 ・試験研究機関について、これまでの評価と今後のあり方を検討	【平成18年4月】 ・土木事務所の再編(12事務所→6事務所6出張所) ・高知港事務所を高知土木事務所へ統合	簡素で効率的な組織体制の確立と総合的な機能強化のため 簡素で効率的な組織体制を確立するため
	【平成18年度】 ・土木事務所再編(12事務所→6事務所6出張所) ・高知港事務所を高知土木事務所へ統合 ・農林水産部出先機関について再編の検討	【平成19年3月】 ・職員能力開発センターを廃止 ・種多農業振興センター土佐清水支所を廃止 ・地域林業支援センターを廃止 ・高知城管理事務所を廃止	業務のアウトソーシングのため 簡素で効率的な組織体制を確立するため 林業普及事業の体制の見直しのため 指定管理者制度への移行のため
	【平成19年度】 ・漁業指導所について再編の検討	【平成19年4月】 ・家畜保健衛生所の再編(4本所3支所→2本所5支所)	簡素で効率的な組織体制を確立するため
	【平成19年度までに】 ・職員能力開発センターを廃止	【平成21年3月】 ・栽培漁業センターを廃止	業務のアウトソーシングのため
	【平成21年度までに】 ・高知県周辺都市整備事務所を廃止	【平成22年3月】 ・高知県周辺都市整備事務所	業務終了のため
	【平成22年度までに】 ・環境研究センターと衛生研究所を統合		
福岡県	【平成17年度】 ・県税事務所の再編(14→12)	【平成17年4月】 ・県税事務所の再編(14→12)	効率的・効果的な行政体制の確立のため
	【平成18年度】 ・北九州空港連絡道路建設事務所を廃止	【平成18年3月】 ・北九州空港連絡道路建設事務所を廃止	建設事業終了のため
	【平成19年度】 ・家畜保健衛生所を統合(5→4)	【平成19年4月】 ・家畜保健衛生所を統合(5→4)	効率的・効果的な行政体制の確立のため
	【平成20年度】 ・消費生活センターを出先機関から本庁の課内組織に再編	【平成20年4月】 ・消費生活センターを出先機関から本庁の課内組織に再編	効率的・効果的な行政体制の確立のため
	【平成21年度】 ・出先機関の再編(追加) ・児童相談所の再編(4→6) ・労働福祉事務所を労働者支援事務所へ機能強化 ・商工事務所を中小企業振興事務所へ機能強化 ・保健福祉環境事務所の再編(13→9) ・農林事務所と地域農業改良普及センターの統合(6+11→6) ・土木事務所の県土整備事務所への再編(15→11)	【平成21年5月】 ・児童相談所の再編(4→6) ・労働福祉事務所を労働者支援事務所へ機能強化 ・商工事務所を中小企業振興事務所へ機能強化 【平成21年10月】 ・保健福祉環境事務所の再編(13→9) ・農林事務所と地域農業改良普及センターの統合(6+11→6) ・土木事務所の県土整備事務所への再編(15→11)	緊急対応案件に迅速に対応するため 労働行政の充実強化のため 中小企業振興の地域拠点としての機能強化のため 執行体制の効率化及び機能強化のため 生産振興・経営・技術支援の一体的な推進体制を整備するため 執行体制の効率化及び機能強化のため
		【平成22年3月】 ・藤波ダム建設事務所を廃止	ダム建設工事終了のため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
佐賀県	【平成18年3月】 ・ 労政事務所(3)を廃止 ・ 建設技術センター(1)を廃止	【平成18年3月】 ・ 労政事務所(3)を廃止 ・ 建設技術センター(1)を廃止	雇用形態の多様化など労働環境の変化に対応するため、マンパワーの集約(事務を本庁に集中して執行すること)による専門性の向上が必要のため 業務を民間へ委託するため
	【平成18年4月】 ・ 福祉事務所(3)と保健所(5)を統合し保健福祉事務所(5)を設置	【平成18年4月】 ・ 福祉事務所(3)と保健所(5)を統合し保健福祉事務所(5)を設置	保健・福祉サービスの一体的な提供により、障害・母子保健福祉などにおける住民サービスの向上を図るため及び市町村合併や市町村への権限移譲が進む一方、福祉の広域的支援が求められており、福祉事務所の見直しが必要であるため
	【平成19年4月】 ・ 西部地区ダム事務所建設部門(1)を土木事務所に統合	【平成19年4月】 ・ 西部地区ダム事務所建設部門(1)を土木事務所に統合	効率的な整備を図るためダム建設工事の進捗に合わせて建設部門を管轄の土木事務所に統合し、ダム管理体制及び危機管理体制の強化を図るため
	【平成20年度以降に】 ・ 農林事務所ハード部門(6)と土木事務所(7)を統合(目標年度を19年度以降から20年度以降へ見直し) ・ 農業改良普及センター(6)と農林事務所農政課(6)を統合(目標年度を19年度以降から20年度以降へ見直し) ・ 環境センター(1)と衛生薬業センター(1)を統合		
長崎県	【平成18年度未だに】 ・ 教育事務所(6)を廃止	【平成19年3月】 ・ 教育事務所(6)を全て廃止	市町村合併の進行に伴い、市町教育委員会の組織体制の充実が図られ、教育事務所の設置目的が終了したため
	【平成19年度未だに】 ・ 地方機関の再編方針(仮称)を策定	【平成19年4月】 ・ 福祉相談機関を統合	複雑・多様化、専門化する相談内容等に適切かつ総合的に対応するため
	【平成20年度未だに】 ・ 光が丘学園(知的障害児施設)の民間移譲	【平成20年3月】 ・ 「長崎県地方機関再編の基本方針」を策定	市町村合併の進展による市町の規模・能力の拡大や地方分権改革の推進、加えて県内の交通網の新設・改良、さらには近年の情報通信技術の飛躍的な発展など、さまざまな環境の変化に的確に対応し、県本来の役割である広域的機能や高度な専門的機能をこれまで以上に発揮していくために、現行の組織体制を抜本的に見直し、県と市町の役割分担の明確化を図り、より効果的・効率的な体制を整備するため
		【平成20年4月】 ・ 光が丘学園(知的障害児施設)を民間移譲	民間の運営により、効果的・効率的な運営を図るため
		【平成21年4月】 ・ 地方機関を再編	市町村合併の進展による市町の規模や能力が拡大したことに伴う県と市町の役割分担の明確化、本庁と地方機関の役割分担の明確化、地方機関ごとに所管区域を統一するなど、県民に対してわかりやすい組織としより効果的な行政サービスの提供ができる体制の整備を図るため。
		【平成22年4月】 ・ 福祉事務所の見直し	北松浦郡五迎町及び鹿町町の佐世保市との合併に伴い、東彼・北松福祉事務所の所管区域が減少したため、平成22年4月1日から人員を削減。

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績		
		実績	見直し理由	
熊本県	【平成17年度末】 ・新幹線玉名事務所を廃止 ・食品加工研究所と他の出先機関等との再編・統合につき方針決定	【平成18年3月】 ・新幹線玉名事務所を廃止	設置目的である用地取得業務がほぼ終了したため	
	【平成18年度までに】 ・水産研究センターのあり方を検討し、見直し方針を決定する	【平成19年3月】 ・交通事故相談所を廃止 ・水産研究センターのうち内水面研究所を廃止	機能は残すものの、個別出先機関としての位置付けを見直したため 業務縮小に伴い、業務を水産研究センター(本所)に統合したため	
	【平成19年度までに】 ・地域振興局業務の広域での集約等に向けた検討 ・地域農業研究所について、あり方を検討 ・林業研究指導所で実施している技能講習業務に係る民間委託の実施について検討	【平成19年4月】 ・工業技術センター、食品加工研究所、計量検定所を統合 ・新幹線熊本事務所と熊本駅周辺整備事務所を統合 ・地域振興局業務のうち市町村行政業務を本庁に集約	中小企業支援の一環として、産業支援体制の強化を図るため 新幹線本体等に係る用地買収(新幹線熊本事務所)と熊本駅周辺の都市整備に係る用地買収及び工事(熊本駅周辺整備事務所)をより効率的に行うため 市町村合併の進展に伴い、専門知識の高度化など市町村支援体制を整備するため	
	【平成19年度末】 ・産業開発青年隊訓練所を廃止	【平成19年度】 ・地域農業研究所について、あり方を検討 ・林業研究指導所で実施している技能講習業務の民間委託を検討し、平成20年度からの実施を決定	農業研究センター本場及び各専門研究所との役割分担等を踏まえつつ、効率的な組織体制を整備するため 民間委託により経費の削減及び業務量の軽減が見込まれるため	
		【平成20年3月】 ・産業開発青年隊訓練所を廃止	近年の入所者数の減少等を踏まえ、民間との役割分担を見直したため	
		【平成20年4月】 ・地域振興局業務のうち水産関係業務を3ヶ所に集約し、庶務業務の一部を本庁へ集約 ・こころの医療センターについて、地方公営企業法を全部適用し、病院事業管理者を設置するとともに、管理者の権限に属する事務を処理する病院局を設置 ・消費生活センターを本庁課内室に再編	専門的・広域的課題へ対応するとともに、効率的な業務執行を図るため 医療の質の向上及び経営改革を推進するため 消費生活に関する県民からの相談と業者等への指導業務を一元的に行うため	
		【平成21年3月】 ・保育大学校の廃止	近年の保育士養成施設の増加等を踏まえ、民間との役割分担の見直しのため	
		【平成21年4月】 ・熊本農政事務所及び地域振興局の農業振興課と農業普及指導課を統合	農業振興施策の周知・実施と生産技術の普及・啓発について、対象農家にワンストップで支援できる現場体制の構築を図るため	
		【平成22年4月】 ・3ヶ所の保健所で実施している衛生上の試験検査業務を1ヶ所に集約	専門的・広域的課題へ対応するとともに、効率的な業務執行を図るため	
	大分県	【平成17年度】 ・農林水産業関係試験研究機関(8)を統合 ・福祉事務所(6)と保健所(9)を17年度に県民保健福祉センター(5)と保健所(4)に再編	【平成17年4月】 ・農林水産業関係試験研究機関(8)について、統合を実施 ・福祉事務所(6)と保健所(9)を県民保健福祉センター(5)と保健所(4)に再編	各試験研究機関の予算の総合調整、研究課題設定等一元化のため 保健所事務と県に残る福祉事務を一体的に処理するため
		【平成18年度】 ・地方振興局(12)について、業務のあり方を見直し等を行い、組織を再編(12を6に統合) ・県税事務所(7)について、業務の効率化等を考慮し、組織を再編(7を6に統合) ・事業事務所(2)について、振興局に統合 ・土木事務所について、課の統合等により組織を簡素化 ・教育事務所について、課の統合等により組織を簡素化	【平成18年4月】 ・地方振興局(12)について、業務のあり方を見直し等を行い、組織を再編(12を6に統合) ・県税事務所(7)について、業務の効率化等を考慮し、組織を再編(7を6に統合) ・事業事務所(2)について、振興局に統合 ・土木事務所について、課の統合等により組織を簡素化 ・教育事務所について、課の統合等により組織を簡素化	市町村合併の進展等も踏まえ、地方振興局をより専門的、広域的、効率的な体制にするため 業務執行体制の見直しに的確に対応するため 業務執行体制の見直しに的確に対応するため 公共事業の減少、業務の民間委託等を踏まえ、組織を簡素化 新市の教育委員会の体制整備にあわせ、機能等を見直し
		【平成20年度までに】 ・今後予定されている二次医療圏の見直しを踏まえて、県民保健福祉センター(センター5、支所3)と保健所(4)の再編を検討	【平成20年4月】 ・県民保健福祉センター(センター5・支所3)及び保健所(4)を保健所(6)及び保健部(3)に再編	二次医療圏の見直しを踏まえ、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため
			【平成21年4月】 ・「農林水産研究センター-林業試験場」と「産業科学技術センター-日田産業工芸試験所」を統合	素材から製品までの一貫した研究開発を進めることにより、県産材の利用促進を重点的に図るため
			【平成22年4月】 ・「農林水産研究センター-9場・所2部を4研究部」に再編 ・振興局の地方事務所(6)、出納室(6)を廃止 ・計量検定所を産業科学技術センター「計量検定担当」に統合	研究分野ごとに体制を強化することにより、研究のスピード化や成果の迅速な普及を図るため 業務執行体制の見直しに的確に対応するため 業務執行体制の見直しに的確に対応するため

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
宮崎県	【平成17年度】 ・ 肥飼料検査所と病害虫防除所を統合し、新たに病害虫防除・肥料検査センターを設置	【平成17年4月】 ・ 肥飼料検査所と病害虫防除所を統合し、新たに病害虫防除・肥料検査センターを設置	肥料、農薬の適正な販売や使用の指導等を強化するとともに、利用者の利便性の向上を図るため
	【平成18年度】 ・ 県立病院について、病院事業の自立性を高め、企業性、効率性を発揮した経営を行うため、地方公営企業法の全部適用を行うとともに、知事部局から独立させ、病院局を新設	【平成18年4月】 ・ 県立病院について、地方公営企業法の全部適用を行い、病院局を新設	病院事業の自立性を高め、企業性、効率性を発揮した経営を行うため
	【平成19年度までに】 ・ 優良家畜受精卵総合センターの畜産試験場への統合について検討 ・ 土木事務所について、道路交通網の整備や情報通信技術(IT)の進展を踏まえ、統合再編について検討	【平成19年4月】 ・ 優良家畜受精卵総合センターと畜産試験場を統合再編	多様化する試験研究ニーズに効果的、効率的に対応できる体制を構築するため
	・ 福祉事務所と児童相談所の連携を強化し地域福祉の向上を図るため、福祉事務所と児童相談所を併置する組織体制の整備について検討	【平成20年3月】 ・ 北部港湾事務所延岡駐在所の廃止	事務処理の迅速化等のため
	・ 地域における県民サービスの充実、総務事務の集約、適正な事務執行の確保等を図る観点から、拠点となる出先機関のあり方について検討	【平成20年4月】 ・ 県内3ヶ所に福祉事務所、児童相談所及び知的障害者更生相談所を併置する「福祉子どもセンター」を設置	複雑多様化する家庭や子どもの問題への対応を充実するため
	・ 商工労働事務所及び計量検定所について、規制改革など経済環境の変化に対応するため、そのあり方について検討	・ 県税事務所及び商工労働事務所を統合し、「県税・総務事務所」を設置	地域における総務事務の集約、適正な事務執行等を図るため
	・ 農林振興局及び農業改良普及センターについて、地域農政の効率的、効果的な推進を図るため、組織体制の見直しについて検討	・ 農林振興局と地域農業改良普及センターの再編を行い、地域農業改良普及センターを農林振興局(支庁を含む)へ内部組織化	農業振興施策を効率的、効果的に展開するため
	・ 大学・試験研究機関等について、行政サービスの効率的、効果的な提供を行うため、地方独立行政法人制度の活用について検討	【平成21年3月】 ・ 水産試験場生物利用部(小林分場)米良試験地の廃止	小林分場へ業務の移管を行ったため
	・ 試験研究機能を最大限に発揮するため、試験研究機関のあり方について検討	【平成22年3月】 ・ 都市公園総合事務所の廃止	都市公園の維持管理等に関する業務を他の土木事務所に移管したため
	・ 市町村合併の進展等を踏まえ、教育委員会の出先機関等のあり方について検討	・ 東九州自動車道用地事務所宮崎支所の廃止	所管区域における用地買収が概ね終了したため
	【平成22年4月】 ・ 県内7教育事務所を3つに再編	教育事務所の専門性の向上、市町村合併への対応、行財政改革の推進を図るため	

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したものと、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
鹿児島県	<p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所(2)について再編、統合 土木事務所(1)の再編 名古屋事務所(1)を廃止 大隅児童相談所(1)を新設 <p>【平成18年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蚕業試験場を廃止 畜産試験場、農業試験場、茶業試験場、果樹試験場及び農業大学校を再編統合し、農業開発総合センターを新設 <p>【平成18年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合事務所化を図らない出先機関について、簡素で効率的な組織機構を整備する観点から、法令の規定による県の設置義務の有無を踏まえた上で、廃止も含めた見直しを検討 <p>[見直しの方向性]</p> <ol style="list-style-type: none"> 廃止 他の団体や民間等への移譲 指定管理者制度を含めた民間委託 他出先機関との統合 組織体制の見直し <p>【平成19年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務事務所、支庁、中小企業労働相談所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所、農業改良普及センター、耕地事務所、土木事務所、港湾事務所(計83)を統合し、総合事務所化(7箇所) 	<p>【平成17年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋事務所を廃止 	本県の観光宣伝、企業誘致、県産品の販路拡大等に向けて、より一層簡素で効率的な行政運営を図るため
		<p>【平成17年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所(2)について、再編統合 土木事務所(1)の再編 大隅児童相談所(1)を新設 	<p>地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として保健所の機能強化を図るため</p> <p>市町村合併に伴い、同一市に2つの土木事務所が併置される状態となったため</p> <p>当該地区における児童虐待への迅速な対応と児童相談業務が完結できる体制の構築を図るため</p>
		<p>【平成18年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蚕業試験場(1)を廃止 	県内における養蚕が終了したため
		<p>【平成18年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産試験場、農業試験場、茶業試験場、果樹試験場及び農業大学校を再編し、農業開発総合センターを新設 	試験研究全体の総合的な企画・調整機能の強化や試験研究機関と農業教育研修分野等との緊密な連携を図るため
		<p>【平成19年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務事務所、支庁、中小企業労働相談所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所、農業改良普及センター、耕地事務所、土木事務所、港湾事務所(計83)を統合し、総合事務所化(7箇所) 	出先機関を取り巻く情勢が大きく変化していることや、地域の特色に即した総合行政の推進、新たな行政需要への対応、地域住民の利便性の向上及び効率的な組織運営等への対応が求められていることを踏まえ、所管区域の広域化と地域における行政を総合的かつ効率的に推進するための総合事務所化を図るため
		<p>【平成21年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者自立支援センター、川内厚生園、三光学園、整肢園の廃止 管理型処分場建設推進センターの設置 	<p>利用者・利用児童の減少、収支の不均衡、建物の老朽化等に加え、障害者施設については多くの民間施設が設置されているため</p> <p>公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設に向けて、必要な手続きを進めるとともに地域に対して安全性等について十分な説明を行うため</p>
		<p>【平成22年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域振興局・支庁の最終体制の確立 管理型処分場建設推進センターの廃止 	<p>総合事務所設置計画に基づき、平成19年度から3年間の経過措置を設けていた地域振興局の支所を本所に集約するとともに、県民への行政サービスの水準の維持に配慮し、営農指導業務や公共土木施設の維持管理業務等を所管する駐在機関等を設置</p> <p>公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の建設に向けて、事業主体となる財団法人鹿児島県環境整備公社へ職員を派遣し、安全性の高い施設の整備に取り組むため。(県の組織としての管理型処分場建設推進センターは廃止)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> 大島細支技術指導センターの工業技術センターへの統合 児童総合相談センターを廃止し、新たにこども総合療育センターを新設 	<p>大島細の生産量が大きく減少しているため。</p> <p>発達障害をはじめとする障害児等への療育体制を整備するため。</p>

○出先機関の見直し(都道府県)

※目標内容については、平成21年10月に公表したものに、プラン内容の見直し等により追加等を行ったものについては、カッコ書きでその旨を付記しています。
 ※本表における「出先機関」は、「民間委託等の推進」の項目で「公の施設」として分類したもの、及び学校、警察署を除外しています。

団体名	目標内容	平成22年4月1日までの実績	
		実績	見直し理由
沖縄県	【平成18年度まで】 ・農業試験場園芸支場を同本場に統合 ・ミバエ対策事業所と病害虫防除所を統合 ・中城湾港マリンタウン建設事務所を中城湾港建設事務所へ統合 ・名古屋事務所と福岡事務所を廃止 ・労政事務所と女性就業援助センターを廃止 ・児童相談所と福祉保健所との統合について平成18年度末までに結論を出す(統合なしと結論を出した)	【平成18年4月】 ・名古屋事務所を廃止 ・福岡事務所を廃止 ・労政事務所を廃止 ・女性就業支援センターを廃止	社会経済情勢の変化により、県が担うべき役割が縮小してきていることから、出先機関としての役割を終了し、これらの事務所が担当する区域における事務事業を大阪事務所が引き継ぐため 社会経済情勢の変化により、県が担うべき役割が縮小してきていることから、出先機関としての役割を終了し、これらの事務所が担当する区域における事務事業を大阪事務所が引き継ぐため 簡素で効率的な組織・機構を確立する観点から、労政事務所と女性就業援助センターの業務については、本庁機関「雇用労政課」に「労政・女性就業センター」を設け執行するため 簡素で効率的な組織・機構を確立する観点から、労政事務所と女性就業援助センターの業務については、本庁機関「雇用労政課」に「労政・女性就業センター」を設け執行するため
	【平成19年度まで】 ・工芸指導所を廃止 ・北部の農林水産関係機関を統合	・農業試験場園芸支場を同本場に統合 ・ミバエ対策事業所と病害虫防除所を統合	21世紀を展望した特色ある亜熱帯農業の技術開発、経営感覚に優れた農業者を支援・誘導する技術の伝達及び東南アジア等熱帯・亜熱帯諸国との技術協力の拠点として農業試験場と園芸市場を統合し「農業研究センター」を新設するため ミバエ対策事業所は、県全域からのウリミバエ及びミカンコミバエを早期に根絶するという目的で設置されたが、その設置目的を達成したことから廃止する。なお、今後ウリミバエ及びミカンコミバエの再侵入防止対策、ウリミバエ増殖施設及び不妊化施設の管理、移動規制害虫防除の試験及び実施等を行う必要があることから、病害虫防除所にその業務を移管し実施するため
	【平成20年度まで】 ・家畜改良センターを廃止 ・支庁(2)の組織を県民センター、福祉保健所、農林水産振興センター、土木事務所等に改編する。	・中城湾港マリンタウン建設事務所と中城湾港建設事務所を統合	中城湾港建設事務所と中城湾港マリンタウン建設事務所において、新港地区の整備、泡瀬地区の整備及びマリンタウンプロジェクトが進められているが、新港地区の県分事業は平成19年度末、マリンタウン建設事業は平成22年度末に事業完了が見込まれている。このような状況を踏まえ、中城湾港の重点的・効率的な施設整備や維持管理を一元的に行うため
	【平成21年度まで】 ・中央保健所と南部保健所を統合(平成20年11月に削除)	【平成19年4月】 ・工芸指導所を廃止 ・北部の農林水産関係機関を統合	人材育成業務と試験研究業務に機能分離し、試験研究業務を工業技術センターへ、技術支援、担い手育成業務等を観光商工部へ移管するため 北部農業改良普及センター、北部農林土木事務所、北部林業事務所、北部家畜保健衛生所の4組織について、行政サービスを一元的かつ総合的に実施する組織として北部農林水産振興センターを新設するため
	【平成22年度まで】 ・栽培漁業センターを廃止又は縮小 ・中部の農林水産関係機関を統合 ・南部の農林水産関係機関の統合についての有無及び時期の検討 ・試験研究機関の地方独立行政法人制度の適用又は組織の再編 ・下水道管理事務所浄化センターの運営体制の見直し	【平成20年4月】 ・廃止又は統合した出先機関はなし 【平成21年4月】 ・支庁(2)の組織を事務所、福祉保健所、農林水産振興センター、土木事務所へ改編 【平成22年4月】 ・廃止又は統合した出先機関はなし	地方分権の流れの中で、簡素で効率的な組織を構築することにより、重要課題に対してスピーディな対応を行い、よりよい住民サービスが提供できる体制を構築するため